

くにたちしけんりようごしえんしんぎかい
国立市権利擁護支援審議会

だい かい れいわ ねん がつ にち
(第1回 令和6年8月5日)

かいぎろく
会議録

かいぎめい 会議名		だい かい くにたちしけんりようごしえんしんぎかい 第1回 国立市権利擁護支援審議会
にち じ 日時		れいわ ねん がつ にち げつ ご ご じ ふん 令和6年8月5日(月) 午後6時30分から 8時30分
ば しょ 場所		くにたちしやくしょ かい だい かいぎしつ 国立市役所3階 第1・2会議室
しゅせきしや 出席者	い いん 委員	そ ね なおき はやし ひろき あきの たつひこ かなざわ ゆうこ よこた まさし・ 曾根 直樹・林 大樹・秋野 達彦・金澤 裕子・横田 昌志・ こやま はるよし はやし みずちか やまじ けいこ いけだ きさき むらかみ さちえ・ 小山 晴義・林 瑞哉・山地 圭子・池田 希咲・村上 幸恵・ いのうえ はるな は が ひろゆき さとう としえ こだま み や こ 井上 晴菜・芳賀 弘幸・佐藤 寿江・兒玉 美也古
	じむきょく 事務局	(くにたちしやくしょ) 健康福祉部長、福祉総務課長、地域包括ケア推進担当課長 ちいきふくしすいしんかかりちよう ちいきふくしすいしんかかりしゅにん 地域福祉推進係 長、地域福祉推進係主任 (くにたちしやかいふくしきょうぎかい) 国立市社会福祉協議会) けんりようごせん たー かちようほ さ 権利擁護センター 課長補佐
けつせきいん 欠席委員		なし
ぎ だい 議題		1. いしよくじょうこうふ 委嘱状交付 2. い いんしやうかい 委員紹介 3. かいちよう ふくかいちようせんしゅつ 会長・副会長選出 4. しちもん 諮問 5. しんぎかいかいさい お じぜんけんしゅ 審議会開催に向けての事前研修について ● だい に きせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかくかいせつ 第二期成年後見制度利用促進基本計画解説 こうし いっぱんしやだんほうじん けんりようごしえん 講師:一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす だいひようり じ かわばたのぶこし 代表理事 川端伸子氏 6. くにたちしけんりようごしえんしんぎかい 国立市権利擁護支援審議会のスケジュールについて 7. くにたちしけんりようごしえん かか けいかく こつし あん 国立市権利擁護支援に係る計画 骨子(案)について 8. その他
こうかい ひこうかい べつ 公開・非公開の別		こうかい 公開
ひこうかい りゆう 非公開の理由		
ぼうちょうにん かず 傍聴人の数		めい 0名
はいふしりよう 配布資料		しりよう けんしゅ しりよう 資料① 研修 資料 しりよう くにたちしけんりようごしえんしんぎかいかいさい 資料② 国立市権利擁護支援審議会開催スケジュール(予定) しりよう い いんめいぼ 資料③ 委員名簿 しりよう くにたちしけんりようごし えんしんぎかいじょうれい 資料④ 国立市権利擁護支援審議会条例 しりよう くにたちしけんりようごしえん かか けいかく こつし あん 資料⑤ 国立市権利擁護支援に係る計画 骨子(案) しりよう い し けつていしえんなど かだい こんごきたい とりくみ 資料⑥ 意思決定支援等の課題や今後期待する取組について

だい かい く に たち し け ん り よ う ご し え ん し ん ぎ かい
第1回 国立市権利擁護支援審議会

【事務局】 それでは、委員の方お一人がまだお見えになっておりませんが、定刻となりましたので、第1回

くにたちしけんりようごしえんしんぎかい かいさい
国立市権利擁護支援審議会を開催いたします。ちょうど、いらっしゃいましたね。

わたくし ほんじつ しかいしんこうおよ じむきょく つと ふくしそむかちょう こたか もう
私、本日の司会進行及び事務局を務めさせていただきます福祉総務課長の小鷹と申します。どうぞよろしく

ねが
お願いいたします。

のち い い ん みなさま かいちょうおよ ふくかいちょう ごせん しだい けんしゅう しゅうりょう あいだ わたくし
後ほど委員の皆様から会長及び副会長を互選いただきます。次第5の研修が終了するまでの間は私 が

ぎ じ しんこう つと ねが
議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

きょうしゅく ちゃくざ しんこう
恐縮ですが、着座にて進行させていただきます。

はじ ほんじつしやう しりやう かくにん ほんじつしやう しりやう きじやう
まず初めに、本日使用いたします資料の確認をさせていただきます。本日使用する資料につきましては、机上

はいふ ぜんぶ てん じゆん かくにん ほんじつ しだい
に配付をさせていただいており、全部で8点ございます。順に確認させていただきます。まず、本日の次第でご

つづ てんめ てんめ ほんじつ こうはん しょう けんしゅう しりやう ず
ざいます。続きまして、2点目と3点目が本日の後半で使用させていただきます研修の資料、カラー刷りのスラ

しりやう も じ げんこう てんめ しりやう く に たち し け ん り よ う ご し え ん し ん ぎ かい かいさい
イド資料と文字のみの原稿でございます。4点目が資料②国立市権利擁護支援審議会開催スケジュール

よてい てんめ しりやう く に たち し け ん り よ う ご し え ん し ん ぎ かい い い ん め い ぼ てんめ しりやう く に たち し け ん り よ う ご し え ん し ん
(予定)、5点目が資料③国立市権利擁護支援審議会委員名簿、6点目が資料④国立市権利擁護支援審

ぎ かい じやうれい てんめ しりやう く に たち し け ん り よ う ご し え ん かが けいかくこっし あん さいご しりやう い し け っ て い し え ん とう
議会条例、7点目が資料⑤国立市権利擁護支援に係る計画骨子(案)、最後に、資料⑥意思決定支援等の

かだい こんごきたい とりくみ いじやう てん てもと かた
課題や今後期待する取組についてです。以上8点でございますが、お手元にはありませんのでしよ

うか。よろしいでしょうか。もしございましたら、挙手にてお知らせください。

てもと はいふ く に たち し け ん り よ う ご し え ん し ん ぎ かい しだい したが き じ
それでは、お手元に配付させていただいております国立市権利擁護支援審議会の次第に従いまして議事を

すす
進めさせていただきます。

はじ しだい いしよくじょうこうふほんじつ だい かいめ しんぎかいしちょう いいん
まず初めに、次第の1、委嘱状交付でございます。本日は第1回目の審議会となりますので、市長より委員の

みなさま いしよくじょう こうふ
皆様へ委嘱状を交付いたします。

かくせき しちょう いしよく まわば すこ ま
それでは、各席に市長が委嘱して回りますので、その場で少しお待ちください。

いしよくじょうこうふ
(委嘱状交付)

じむきよく つづ しだい いいんしょうかい いいん みなさま じ こしょうかい おも
【事務局】 続きまして、次第の2、委員紹介になります。委員の皆様から自己紹介をいただきたいと思います。

おそ いぶんていど そ ね な おきいいん じゅんぱん ねが
恐れ入りますが、1分程度で曽根直樹委員から順番にお願いいたします。

そ ね いいん にほんしゃかいじぎょうだいがくせんもんしよくだいがくいん きょうじゅ そ ね もうくにたちしだいさんじちいきふくしけいかくさくてい
【曽根委員】 日本社会事業大学専門職大学院の教授の曽根と申します。国立市第三次地域福祉計画策定

いいん つと となり はやしせんせい いのうえ いっしょ けいかくさくてい かか
のときに委員を務めさせていただきました、隣の林先生とか、井上さんとか、一緒に計画策定に関わらせてい

こんかい ねが
たきました。今回もどうぞよろしくお願いいたします。

はやし ひろ いいん はやし もう いま そ ね せんせい はなし だいさんじちいきふくしけいかくさくていいんかい
【林(大)委員】 林と申します。今、曽根先生からお話ががあったように、第三次地域福祉計画策定委員会で

いいんちょう いが い くにたちしかいごほけんうんえいきょうざかい かいちょう
委員長をさせていただきました。それ以外では、国立市介護保険運営協議会の会長をしております。どうぞよ

ねが
ろしくお願いします。

あきの いいん べんごし あきのたつひこ もう たちかわ べんごしほうじん た ま ほうりつじむしょ
【秋野委員】 弁護士の秋野達彦と申します。立川にあります弁護士法人多摩パブリック法律事務所というと

しょぞく べんごしほうじん なか せいねんこうけんとう せんもんてき と あつか こうけんししょ
ころに所属しております。その弁護士法人の中に成年後見等を専門的に取り扱う後見支所というものがござ

ねんすこ まえ ししょ た あ かか げんざい いた せいねんこうけんじけん かずお
いまして、2年少し前からそちらの支所の立ち上げから関わって、現在に至っております。成年後見事件を数多

かか こうれいしゃ かた かた ちゅうしん けんりようご しえん ひび
く関わらせていただいています、高齢者の方ですとかしょうがいしゃの方を中心に権利擁護の支援を日々さ

かんてん こえ おも ねが
せていただいております、そういった観点でお声がけいただいたものと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

【金澤委員】司法書士の金澤裕子と申します。よろしくお願いします。個人の事務所は国立駅の北口すぐのと

ころにございます。司法書士の団体の成年後見のリーガルサポートに所属しております。私は府中支部という

ところでサブリリーダーをやっております。実際に自分でも後見人をやっておりますし、会員の皆の日々の相談役

なんかもやっています。今日はこちらに参加して、いろいろ勉強させていただいて——よろしくお願いします。

【横田委員】こんばんは。社会福祉士の横田昌志と申します。国立の谷保に個人事務所を構えておりまして、

成年後見を15年ほどやっております。現在は東京社会福祉士会ばあとなあ東京の多摩北ブロックマネージャ

ーとして会の運営にも携わっております。よろしくお願いいたします。

【小山委員】国立市社会福祉協議会の小山といいます。現在は重症心身障害者通所施設、しょうがいが重

い方の通所施設あすなろというところで勤務をしています。社会福祉協議会が行っている日常生活自立

支援事業、東京では地域福祉権利擁護事業といいますけれども、それがスタートした平成11年から約17

年間、社会福祉協議会で権利擁護センター業務に関わっていました。よろしくお願いいたします。

【林（瑞）委員】こんにちは。社会福祉法人弥生会くにたち苑の林です。弥生会は高齢者の施設サービスと

在宅サービスを中心に事業を行っています。よろしくお願いします。

【山地委員】社会福祉法人多摩棕櫚亭協会の山地と申します。日頃は相談支援に携わっています。私の

発言は精神しょうがいのある方との関わりとか支援の中から経験してきたものになると思います。どうぞよろし

くお願いいたします。

【池田委員】NPO法人成年後見ウィルの池田と申します。私は法人後見をしているNPOの代表として、こ

ちらの審議会に参加させていただきます。私自身も法人後見のNPOで後見担当をしていて、先日、定期

報告が1件終わったところなんですけれども、そういった立場から参加させていただきますので、よろしくお願いします。

【村上委員】 村上幸恵と申します。よろしくお願いします。立場は何もないんですけれども、国立に住んで60

年になって、いろんなことを考えながら、周りの人たちも一緒に私と同じだけ年を取ってきて、このところ、この

先どんなふう生きていくのがいいんだろうかといういろいろ悩むところが多いので、いろんなところで力になり

ながら、国立で住んでいきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

【井上委員】 皆さん、こんにちは。国しよう協の井上晴菜です。私は知的しょうがいしゃです。私は地域の

普通学校に行けず、養護学校に行かされていました。今は24時間、介護者と一緒に地域で一人暮らしをして

います。話を聞くと、考えるとき、意見を決めるとき、介護者が必要です。介護者と一緒に考えて、分からな

いところを分かるようにして答えを出します。分からないときは答えちゃ駄目ですよ。だから、この委員会は私

にとっても大切な委員会です。みんなと一緒に頑張ります。よろしくお願いします。

【芳賀委員】 こんにちは。統合失調症の当事者の芳賀と申します。自分は日研トータルソーシングという企業

で事務補助として働いております。ちょっと難しいこととか複雑なこととか決断するのが苦手なので、よろしく

お願いします。

【佐藤委員】 国立市手をつなぐ親の会の佐藤と申します。団体としては、主に知的なハンディがある子ども

——といっても、うちの場合は完全成年なんですけれども、親の会として参加させていただきます。いろいろ

制度も変わっているようなので、ここでいろいろ教えていただきながら、会員に向けて発信できることがあれば

いいなと思っております。よろしく願ひいたします。

【兒玉委員】 こんばんは。兒玉美也古と申します。私、国立市で小山さんが権利擁護をされていた頃に市民

後見を五、六、七年ほどさせていただいておりましたので、そのことを生かせればと思ひて応募させていただき

ました。実際、私も当事者の親でもあり、現在、しょうがいしゃのグループホームで働いています。いろいろ学

べたらと思ひております。よろしく願ひいたします。

【事務局】 皆様ありがとうございます。

あわせまして、事務局の紹介をさせていただきます。

まず、健康福祉部長の大川潤一でございます。

続きまして、私、福祉総務課長の小鷹でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

続きまして、地域包括ケア推進担当課長の小山茂孝でございます。

続きまして、福祉総務課地域福祉推進係 長の櫻井吾郎でございます。

続きまして、福祉総務課地域福祉推進係主任の吉田怜未でございます。

また、今回の計画策定に際しましては、国立市社会福祉協議会とも連携して進めていきたいと考へておりま

す。そのため、国立市社会福祉協議会権利擁護センターの職員にも事務局側に参加してもらっておりますの

で、紹介をさせていただきます。

国立市社会福祉協議会権利擁護センター課長補佐の青木孝祐でございます。

以上で事務局を務めさせていただきます。よろしく願ひいたします。

さらに、本日後半での研修会の講師及び本計画策定に関してアドバイス等をいただくことになっております、

いっばんしゃだんほうじんけんりようごしえん だいひょうり かわばたのぶこさま
一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす代表理事の川端伸子様でございます。

いじょう たいせい しんぎかい うんえい ねが
以上の体制で審議会の運営をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

つづ しだい かいちょう ふくかいちょうせんしゅつ
それでは続きまして、次第の3、会長・副会長選出でございます。

ほんしんぎかい かいちょう かん くにたちしけんりようごしえんしんぎかいじょうれいだい じょうだい こう したが いいん みなさま
本審議会の会長に関しましては、国立市権利擁護支援審議会条例第5条第2項に従いまして、委員の皆様

ごせん せんしゅつ おこな りっこうほ ごすいせん
の互選により選出を行います。どなたか立候補または御推薦はございますか。

はやし ひろ いいん ふくし せいねんこうけんせいで ぞうけい ふか くにたちしだいさんじちいきふくしけいかく
【林（大）委員】しょうがいしゃ福祉や成年後見制度に造詣が深く、そして、国立市第三次地域福祉計画

さくていいんかい いいん そ ね いいん てきにん かんが
策定委員会で委員をされました曾根委員が適任であると考えますが、いかがでしょうか。

じむきょく はやしひろきいいん そ ね いいん ごすいせん
【事務局】ありがとうございます。ただいま林大樹委員より曾根委員の御推薦をいただきましたが、ほかの

いいん みなさま ご い ぎ
委員の皆様はいかがでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

い ぎ
（異議なし）

じむきょく そ ね いいん かいちょう ねが おも なに ねが
【事務局】それでは、曾根委員に会長をお願いしたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

つぎ ふくかいちょう ごせん うつ おな りっこうほ ごすいせん
次に、副会長の互選に移ります。同じくどなたか立候補または御推薦はございますか。

そ ね かいちょう くにたちししゃかいふくしきょうぎかい うんえい けんりようごしえん うんえいいんかい いいんちょう
【曾根会長】国立市社会福祉協議会で運営しているくにたち権利擁護支援センター運営委員会の委員長

つと べんごし あきのいいん ねが おも
を務めていらっしゃる弁護士の秋野委員にお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

じむきょく そ ね いいん あきのいいん ごすいせん いいん
【事務局】ありがとうございます。ただいま曾根委員より秋野委員の御推薦をいただきましたが、ほかの委員

みなさま
の皆様いかがでしょうか。

い ぎ
（異議なし）

じむきょく あきのいいん ふくかいちょう ねが おも
【事務局】ありがとうございます。それでは、秋野委員に副会長をお願いしたいと思います。

お二人には、次第の5、研修が終了いたしましたら、席を移っていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お二人より御挨拶をお願いしたいと思います。まず、曾根会長より一言御挨拶をお願いいたします。

【曾根会長】 今、会長に皆さんから御推薦いただきました曾根と申します。この委員会は、成年後見制度

利用促進基本計画に基づいた計画をつくるというのが1つの使命と伺っております。今日、権利擁護関係で

非常に造詣の深い方たちも多くいらっしゃいますし、当事者のお立場で参加していただいている方もいらっしゃ

いますので、ぜひいい計画を皆さんでつくっていただきたいと思います。ただ、私は国立市民ではなく、埼玉県

東松山市民ですので、皆さんにとっていい計画ができるように進行していきたいと思っておりますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

【事務局】 曾根会長、ありがとうございました。

続きまして、秋野副会長、よろしくお願いいたします。

【秋野副会長】 副会長に任命していただきました弁護士の秋野達彦です。私は国立市民でして、中のほうで

もう13年ですか、家族と暮らしております。出身もそちらにある国立高校でして、国立とは縁が深いと自負して

おります。国立市民の立場でも今回の権利擁護支援審議会に関わらせていただいて、国立市民の方の権利

擁護を少しでも進めていけるように、微力ながら尽力したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします

す。

【事務局】 秋野副会長、ありがとうございました。

続きまして、次第の4、諮問でございます。市長より諮問をさせていただきます。曾根会長、永見市長、前へよ

ろしくお願いいたします。

ながみしちょう しもんしよ くにたちしけんりようごしえんしんぎかいじょうれいだい じょう きてい か き じこう きかい
【永見市長】 諮問書。国立市権利擁護支援審議会条例第2条の規定により、下記の事項について貴会の

ごいけん うかが しもん
御意見を伺いたく、諮問いたします。

くにたちしけんりようごしえん かか けいかく さくてい
1、国立市権利擁護支援に係る計画の策定について。

いじょう ねが
以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

そ ね かいちょう ねが
【曾根会長】 よろしく願いいたします。

じむきよく
【事務局】 ありがとうございます。

ながみしちょう いいん みなさま ひとことごあいさつ ながみしちょう ねが
それでは、ここで永見市長より委員の皆様へ一言御挨拶をさせていただきます。永見市長、よろしく願いい
たします。

ながみしちょう みな くにたちしちょう ながみ
【永見市長】 皆さん、こんばんは。国立市長、永見でございます。

みなさま けんりようごしえんしんぎかい いいん ひ う ほんとう さき
皆様には権利擁護支援審議会の委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。先ほど

らい じ こしょうかい き たさい かくぶんや かたがた しみん かたがた
来、自己紹介を聞いておりまして、これだけ多彩といいますか、各分野の方々、そして市民の方々、あるいは

とうじしゃ かたがた いちどう かい けんりようごしえん せいねんこうけんせいど じゅうじつ けいかく
当事者の方々が一堂に介して、権利擁護支援、あるいは成年後見制度のより充実した計画をどうつくっていく

ごしんぎ こころ かんしゃもう あ おも
かということを御審議いただけることに心から感謝申し上げたいと思います。

ひとこと むずか い わたし くにたち ねんいじょうく けんりようごしえん
一言ということなので、難しいことは言いません。私も国立に65年以上暮らしておりまして、権利擁護支援

ことば ひ び ひ じぶん もんだい にんちきのう そうどういか
という言葉は日々日々自分の問題になりつつありまして、認知機能が相当低下してきておりますので、しゃべっ

で い す じぶん かんが にんちきのう
ているとぼろが出そうでございます。というそれは言い過ぎなんです、自分が考えている認知機能の

ていか げんじつ じぶん お おも おお かんが おそ
低下と現実、自分が落ちていると思っているほうが大きく考える。もうすぐいきますと、どこかで教わったん

わたし だいじょうぶ い おお にんちきのう お せとぎわ いま
ですが、私は大丈夫だと言いながら、大きく認知機能が落ちてくる。その瀬戸際ぐらいに今いるのかななんて

おも
思っています、この審議会しんぎかいで御議論ごぎろんいただく計画けいかくの内容ないようというのは我が身わみにつまされる、そんな計画けいかくという

か、実感じっかんがございますので、ぜひ国立市民くにたちし じんの私わたくしのためにも、いい計画けいかくづくりを御答申ごとうしんいただけたら、その

実現じつげんに向けて私わも全力ぜんりきで取り組んでいきたいとこんなふうとに思っておりますので、委員おもの皆様いいん みなさまどうぞよろしく

ねが
お願いいたします。

じむきょく ながみしちよう
【事務局】永見市長、ありがとうございました。

しちよう しょう たいせき
市長におきましては、所用のため、ここで退席をさせていただきます。

じむきょく ほんしんぎかい かくにん てん
ここで事務局より本審議会について確認させていただきたい点がございます。

じむきょく ぎじろく さくせい あ ぎ じ ないよう ろくおん かんが
まず、事務局にて議事録を作成するに当たり、議事内容を録音させていただきたいと考えておりますが、

みなさま
皆様よろしいでしょうか。

い ぎ
(異議なし)

じむきょく
【事務局】 ありがとうございます。

ぎじろく かん くにたちしふぞくきかんとく せっちおよ うんえい かん ようこう なか げんそく はつげん
なお、議事録に関しましては、国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱の中で、原則として発言

いいんめい あき かいぎろく さくせい かいぎ こうかい ばあい ぎじろく じょう こうかい
委員名を明らかにした会議録を作成し、会議が公開である場合は、議事録もホームページ上で公開するとさ

みなさま なまえ ぎじろく お さい ひつよう ごはつげん さい なまえ
れております。皆様のお名前も議事録のテープ起こしをする際に必要となりますので、御発言の際はお名前を

な の ごはつげん ねが
まずお名乗りいただいてから御発言をお願いいたします。

ぎじろく ないよう かん しんぎかいしゅうりようご じむきょく ぎじろく さくせい みなさま どう そうふ
議事録の内容に関しましては、審議会終了後、事務局で議事録を作成し、皆様にメール等で送付させていた

しゅうせいとう ばあい じぜん ごれんらく ご しんぎかい しゅうせいご ぎじろく ごしょうにん
だきます。修正等がある場合は、事前に御連絡いただき、その後の審議会では修正後の議事録について御承認

うえ こうかい ほうほう と
をいただいた上で、ホームページにおいて公開をするという方法を取らせていただきます。

また、しょうがいしゃ又はその関係者の分野から選出されました井上委員におかれましては、審議を円滑に

進めさせていただくために介助者の方にも御出席いただいておりますので、皆さん、よろしくお願いいたしま
す。

進行に当たりまして、委員の皆様はもちろん、傍聴席の皆様にもその内容についてより理解を深めていただく

ために、事務局にて議事内容をビッグパッド、前の大きいモニターに平仮名の要点筆記を行っております。後

ほど御要望いただければ、こちらを資料として御提供させていただくことも可能でございます。

最後に、審議会開催後、その次の審議会において、前回の振り返りの時間を設ける予定でございます。例え

ば第2回で確認いただきました内容を、第3回の冒頭の時間を使い、振り返りを行うといった流れでございます

す。審議会開催後に疑問が生じた場合は、次の審議会の前または振り返りの時間にお教えください。

なお、今回の第1回の振り返りにつきましては、議事内容がございませんので、第2回の冒頭では行いま

す。あらかじめ御了承ください。

では続きまして、次第の5、審議会開催に向けての事前研修についてです。本日は、権利擁護支援等に関し

て、委員皆様の知識を広めていただきたいと考えまして、審議会での議論の前にまず研修会を開催すること

とさせていただきます。

それでは、本日の研修会の講師を御紹介させていただきます。講師の方は、一般社団法人権利擁護支援プ

ロジェクトともし代表理事の川端伸子様です。川端様につきましては、医療ソーシャルワーカーや東京都老人

総合研究所研究員を経て、平成22年から東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センターのセンター

長、平成29年度から同アドバイザーを務められ、その後、平成30年から厚生労働省社会・援護局地域

ふくしか せいねんこうけんせいどりようそくしんしつ せいねんこうけんせいどりようそくしんせんもんかん ねんかんつと
福祉課成年後見制度利用促進室、成年後見制度利用促進専門官を5年間務められました。

ほんじつ くに だいに きせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく かいせつとう けんしゅう ねが
本日は、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画についての解説等について研修をお願いしております。
す。

かわばたさま ねが
それでは、川端様、よろしくお願いいたします。

かわばたし みなさま わたし けんりようご ぜんこく とも かつどう
【川端氏】皆様、こんにちは。私は、「権利擁護のとしびを全国に灯す」というコンセプトで活動している、
けんりようごしえん しごと かわばたのぶこ もう
「権利擁護支援プロジェクトともす」というところで仕事をしております川端伸子と申します。

さき ごしょうかい へいせい ねん がつ れいわ ねん がつ ねんかん せいねんこうけんせいどりようそくしん
先ほど御紹介いただきましたが、平成30年4月から令和3年3月までの5年間、成年後見制度利用促進

せんもんかん こうせいろどうしょう きんむ だいに きせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく さくてい かか きょう
専門官として厚生労働省で勤務し、第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定に関わりました。今日は、

くに きほんけいかく なか けんりようごしえん かんが みな ごしょうかい
この国の基本計画の中で、権利擁護支援についてどのように考えられてきたのかを皆さんに御紹介したい
おも ねが
と思います。よろしくお願いいたします。

すわ ごせつめい
座って御説明をさせていただきます。

せいねんこうけんせいどりようそくしんほうしこう はいけい だい せつ せつめい
まず、成年後見制度利用促進法施行の背景について、第1節で説明をさせていただきます。

きょう けんりようごしえん はなし けんりようごしえん ひつよう ひと きょうゆう
今日は権利擁護支援の話をするので、まずは「権利擁護支援を必要とする人」のイメージを共有したいと

おも けんりようご ひつよう ひと じぶん じぶん けんり みずか しゅちょう わずか ひとり けんり
思います。権利擁護を必要とする人は、「自分で自分の権利を、自ら主張することが難しい」、「一人で権利

こうし じつげん おずか じょうたい お ぐたいてき はんだんのうりよく ふじゅうぶん
を行使したり、それを実現することが難しい」という状態に置かれています。具体的には、判断能力が不十分

じょうたい しゃかい はいじょ さべつ じょうたい こ はんざい ひが い う じょうたい
な状態、あるいは、社会から排除されている・差別されている状態、子ども、犯罪の被害を受けた状態にある

ひと けんりようご ことば けんりようご はんい ひじょう ひろ きょう なか はんだん
人への「権利擁護」という言葉があり、権利擁護の範囲は非常に広いものです。今日は、この中でも、「判断

のうりよく ふじゅうぶん ちゅうしん お けんりようご しえん はなし
能力が不十分」というところに中心を置いた権利擁護の支援の話させていただきます。

きょうぎ けんりようご せっきよくてきけんりようご かんが かつ けんりようご ひつよう ひと けんりしんがい う
狭義の権利擁護と積極的権利擁護という考え方があります。権利擁護を必要とする人は、権利侵害を受け

じぶん けんり まも こうどう お おずか じょうたい けんりしんがい
ていても、自分の権利を護るための行動を起こすことが難しい状態にあります。そういうときは、権利侵害、

ぎゃくたい ぼうし しえん おこな きょうぎ せま い み けんりようご
虐待の防止のための支援を行います。これを狭義の、狭い意味での権利擁護といっています。

けんりようご ひつよう ひと けんり けんり こうし ひとり おずか じょうたい
また、権利擁護を必要とする人は、権利があっても、その権利の行使を一人ですることが難しい状態にある

ばあい ばあい い し けつてい しえん ひと せいかつ ささ ていきょう
場合があります。そのような場合は、意思決定支援や、その人らしい生活を支えるためのケアを提供したりとい

しえん おこな ばあい ひと い し そんちよう ひと せいかつ しえん
った支援を行う場合があります。このような、「その人の意思を尊重して、その人らしい生活を支援する」という

けんりようご せっきよくてきけんりようご
権利擁護を「積極的権利擁護」といいます。

けんりようご ことば さまざま い み ふく つか せいねんこうけんせいど けんりしんがい ぎゃくたい
このように、権利擁護という言葉は様々な意味を含んで使われています。成年後見制度は、権利侵害、虐待

ぼうし しゅだん ひと せいかつ ささ しゅだん つか けんりようご しえん
の防止のための手段としても、その人らしい生活を支えるための手段としても使われてきた権利擁護支援の

しゅだん ひと
手段の一つです。

せいねんこうけんせいど かんたん かくにん だれ せいど にんちしょう ちてき
ここで成年後見制度について簡単に確認しておきましょう。誰のための制度かということ、認知症や知的しょう

せいしん どう はんだんのうりよく ふじゅうぶん けいやく ほうりつこうい い し けつてい こんなん
がい、精神しょうがい等で判断能力が不十分であるために、契約などの法律行為における意思決定が困難

ひと せいど なん せいど ざいさん かんり かぞく のこ ざいさん いさん わ
な人のための制度です。何のための制度かということ、財産を管理したり、家族が残した財産（遺産）を分ける

はなしあ ふくし かいご えら き ひつよう けいやく
ための話し合いをしたり、福祉・介護サービスを選んだり、決めたり、そのために必要な契約をしたりすることを

ささ し く
支える仕組みです。

せいねんこうけんせいど ほ ご しえん ぐたいてき じ こ けつてい そんちよう ほんにん
成年後見制度のテーマは「保護と支援」とされてきました。具体的には、「自己決定の尊重」——本人の

い し そんちよう けつてい しえん げんゆうのうりよく かつよう いま のうりよく たいせつ つか
意思を尊重しつつ、その決定を支援し、「現有能力の活用」——今ある能力を大切に使いながら、「ノーマラ

ふつう く つづ もくひょう せいど
イゼーション」——普通の暮らしを続けられるようにということを目標にしてきた制度です。

せいねんこうけん せい ど おお わ はんだんのうりよく じゅうぶん ひと はんだんのうりよく ふじゅうぶん
成年後見制度は大きく2つに分けられます。1つは、判断能力が十分な人が判断能力が不十分になった

ば あい そな だれ なに ねが き にん い こうけん せい ど ひと はんだん
場合に備えて、あらかじめ誰に、何を願っておきたいかを決めておく任意後見制度。もう一つは、判断

のうりよく ふじゅうぶん ひと かて い さいばんしょ てつづき もうした おこな せいねんこうけんにとんどう えら ほうていこうけん
能力が不十分な人のために、家庭裁判所に手続（申立て）を行い、成年後見人等が選ばれる法定後見

せい ど ほうていこうけん せい ど ほんにん はんだんのうりよく ほ じょ ほ さ こうけん しゅるい
制度。法定後見制度は、本人の判断能力によって、さらに、「補助」、「保佐」、「後見」の3つの種類——これを

るいけい わ もっと はんだんのうりよく ふじゅうぶん じょうたい り よう こうけんるいけい
類型といいます——に分かれます。最も判断能力が不十分になった状態で利用するのが後見類型です。こ

るいけい ほんにん はんだんのうりよく てい ど もうした さい ほんにん どう い じょうたい せいねんこうけんにとんどう ほ さ に ん
の類型——本人の判断能力の程度——と、申立ての際の本人の同意の状態によって、成年後見人、保佐人、

ほ じょ じん あた けんげん し ご と は ん い ちが ほうていこうけん せい ど こうけんるいけい ほんにん
補助人に与えられる権限——仕事ができる範囲——が違ってきます。法定後見制度の後見類型では、本人の

どう い う む かんけい ほうかつてきだいいりけん だいいりけん ほんにん か き
同意の有無は関係なく、包括的代理権——代理権とは、本人の代わりに決めることをいいますが、これが

こうはんい およ い み ほうかつてきだいいりけん せいねんこうけんにとんどう あた
広範囲に及ぶという意味になります——この包括的代理権が成年後見人に与えられます。

せいねんこうけん せい ど か い ご ほ けん せい ど かんけい へいせい ねん せいれき ねん か い ご ほ けん せい ど たんじょう
成年後見制度と介護保険制度の関係についてです。平成12年、西暦2000年の介護保険制度の誕生によ

かい ご そ ち けいやく い こう ふくしぎょうせい おお てんかん そ ち しちょうそんぎょうせい
り、介護サービスは「措置から契約へ」と移行、福祉行政は大きく転換しました。措置というのは、市町村行政

ぎょうせいしよぶん ほんにん しやうごう たいおう けってい たど とくべつようごろうじん にゆうしよ
が行政処分として、本人の処遇（対応）を決定するものです。例えば特別養護老人ホームに入所するかどう

かい ご ほ けん せい ど まえ ぎょうせいしよぶん けってい り よう ひと とくべつようごろうじん
かというのは、介護保険制度ができる前までは行政処分として決定されていて、利用する人は特別養護老人

えら へいせい ねん せいれき ねん たんじょう か い ご ほ けん せい ど
ホームを「選ぶ」ということができませんでした。平成12年、西暦2000年に誕生した介護保険制度は、

りようしゃほんにん えら り よう けってい けいやく り よう
利用者本人が選んで利用するかどうかを決定し、契約してサービスを利用するというものです。

えら けってい ひと ていきよう くじょう い ひと せい ど
サービスを選んで決定できる人、提供されたサービスに苦情を言える人ばかりではないので、制度がつくら

まえ くに はなしあ ころ じぶん ひとり けんり こうし むずか ひと けんりようご かだい
れる前の国の話合いの頃から、「自分一人で権利を行使することが難しい人の権利擁護が課題である」と

かい ご ほ けん せい ど くるま りょうりん にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう どうきやう ちいきふくしけんり
されてきました。介護保険制度の車の両輪として、「日常生活自立支援事業」——東京では地域福祉権利

よう ごじぎょう せいねんこうけんせいど たんじょう ご しょうがいふくし けいやくりょう
擁護事業といいます——と「成年後見制度」が誕生したのです。その後、障害福祉サービスでも契約利用の

し く つぎつぎ どうにゅう
仕組みが次々と導入されました。

じゅんきんちさんせいど きんちさんせいど いえ ざいさん まも もくてき せいど みんぼう かいせい
準禁治産制度、禁治産制度といった家の財産を守ることを目的とした制度から、民法を改正することにより、

ほんにん たちば た ほんにん けつてい ささ せいど う か せいねんこうけんせいど
本人の立場に立って、本人の決定を支えていく制度へと生まれ変わろうとしてきたのが成年後見制度です。

せいねんこうけんせいど か い し もうした しちょうそん やくわり ごしょうかい
成年後見制度の開始のための申立てにおける市町村の役割について御紹介します。

せいねんこうけんせいど せいねんこうけんせいど はじ てつづき もうした かていさいばんしよ たい おこな けんげん
成年後見制度ができたとき、成年後見制度を始めるための手続（申立て）を家庭裁判所に対して行う権限

か ぞく しちょうそん あた ちほうじちほうだい じょう しちょうそんぎょうせい
が、家族だけではなく、市町村にも与えられました。もともと地方自治法第1条の2において、市町村行政は

じゅうみん ふくし ぞうしん はか きほん ち い き ぎょうせい じしゅてき そうごうてき じっし やくわり ひろ
「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く

にな しちょうそん やくわり せいねんこうけんせいど たんじょう さい
担うものとする。」とされています。市町村にはこの役割があることから、成年後見制度が誕生した際、

かくふくしほう ろうじんふくしほう ちてきしょうがいふくしほう せいしんしょうがいふくしほう かいせい しんぞく せいど はじ てつづき
各福祉法——老人福祉法、知的障害福祉法、精神障害福祉法も改正され、親族が制度を始めるための手続

ば あい しちょうそんちやう てつづき もうした やくわり けんげん あた ふくし はか
ができない場合に、市町村長が手続（申立て）ができるように役割（権限）が与えられました。「その福祉を図

とく ひつよう みと しんぱん せいきゆう ご
るために特に必要があると認めるとき」は「審判の請求をすることができる」というものです。その後、いわゆ

こうれいしゃぎゃくたいぼうしほう しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう ぎゃくたい ぼうしおよ こうれいしゃ ほ ご はか
る高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法ができて、「虐待の防止及び高齢者、しょうがいしゃの保護を図ら

てきせつ しんぱん せいきゆう ぎ む きてい ぎゃくたい お
れるよう」、「適切に審判の請求をするものとする」という義務づけも規定されました。虐待が起きているとき

ひつよう ば あい しちょうそんちやう もうした ぎ む
で、必要な場合には、市町村長が申立てをする義務があります。

たよ み よ こうれいしゃ けんりようご しゅだん せいねんこうけんせいど しちょうそんちやうもうした
頼れる身寄りがいない高齢者、しょうがいしゃの権利擁護の手段として、成年後見制度の市町村長申立てが

きのう
機能してきました。

か すこ じれい はな たと わたし じっさい かか
スライドに書いていませんが、少し事例をお話しさせていただくと、例えば私が実際に関わってきたような

じあん だいこうはん こうえん く じょうたい かたあし だんせい もうした かか ろうさい
事案だと、70代後半で公園で暮らしているホームレス状態の片足のない男性の申立てに関わりました。労災

ねんさん で せいかつ ほ ご じゅきゅう いえ ねんさん げんきょうどけ ねんさん じ む しょ まいとし か いだ
年金が出ていたので、生活保護の受給ができず、家がないので、年金の現況届は年金事務所に毎年1回出

い みもとほしょうにん いえ か だい かたあし
しに行っていました。身元保証人がいないので家を借りることができず、70代で片足がないにもかかわらず

こうえん く つづ ひと わたし つと びょういん まつば じゅしん かた いのち かか
公園で暮らし続けてきたという人が、私が勤めていた病院に松葉づえをついて受診し、この方は命に関わ

な き びょうき ちりょう か いし
る、亡くなることが決まっている病気になるていて、治療を開始しました。

な わ ねん ちりょう か
ただし、亡くなることは分かっているけれども、3年ほど治療することができるので、おうちを借りなければいけ

とうじ いま じゅうたく か しえん まった じゅうじつ
ないということになりまして、当時は今のような住宅を借りるための支援というものが全く充実していなかった

か かんが さいしょ さき もう あ にんいこうけんせいど つか
ので、どうやったら借りられるのかを考えて、最初は先ほど申し上げた任意後見制度を使おうとしたんです

はなし き ほじょ もうした ひつよう ひと ほじょ もうした
が、よくよく話を聞いていくと、補助の申立てが必要な人ではないかということで、補助の申立てをしました。

わたし はじ かか かた かた おも だ けっきょく
私、これがソーシャルワーカーになって初めて関わった方でして、その方のことを思い出しますが、結局、

もうした とちゅう な のこ あ まあたら
申立てをしている途中で亡くなりましたけれども、残ったかばんを開けると、ありとあらゆるポケットから真新し

はみが こ で おそ けいど ちゅうど ちてき おも じょうたい かた
い歯磨き粉が出てくるというような、恐らく軽度、中度の知的しょうがいがあるだろうと思われる状態の方でし

た。

かた もうした いりょう けいぞく むづか いえ か むづか じょうたい
この方は、申立てをしないと、そのあと、医療を継続することも難しい、家を借りることも難しいという状態で

にほん すず だいこうはん かたあし ひと こうえん く
なかなかですね、こんなに日本は進んでいるのに、70代後半で片足がない人を公園に暮らさせてきてしまっ

とうじしょうげき う
たんだということに当時衝撃を受けました。

ひと じあん ねんいじょう せいしんか いりょうきかん にゅういん かた いりょうひ きんゆう
また、もう一つの事案は、40年以上、精神科の医療機関に入院しているという方で、いわゆる医療費は金融

きかん ひ お とちゅう ご かぞく まった みま こ ご かぞく
機関から引き落としになっている、途中から御家族が全くとお見舞いに来なくなっていて、御家族はどうしてい

らっしゃるのかなという状態じょうたいになっていた。精神科せいしんかの単科たんかの医療機関いりょうきかんだったんですが、お体からだが悪わるくなって、

治療ちりょうが必要ひつよう、手術しゅじゅつが必要ひつような病気びょうきが見つかり、転院てんいんしたいと思うんですが、御家族ご か ぞくと連絡れんらくが取れない。転院てんいん

手続てつづきをしてくれない、それから、医療機関いりょうきかんの支払いし はらを本人一人ほんにんひとりですることができないので、それをしてくれる

家族か ぞくがいないというふうになったときに、当時とう じ、申立てもうしたをどこがするのかが分からないという状態じょうたいになっていま

した。住民票じゅうみんひょうが置かれている市町村おにはもう本人しちょうそんの自宅ほんにんがない、精神科せいしんかの病院びょういんが置かれている市町村おには

住んだことがない、本人ほんにんはどこに行くか分からないという状態じょうたいで、市町村長しちょうそんちやうもうした申立てをどこがするかということ

で、当時とう じ、ものすごくもめていて、医療機関いりょうきかんからは、このままだ死しんでいくのを見ていくしかないんですか、と

いうふうきに聞かれていた事案じ あんになります。

成年後見制度せいねんこうけんせいどは、頼れる身寄りたよ み よがいない高齢者こうれいしゃ、しょうがいしゃの方が本当に当たり前の生活かた ほんとう あ まえ せいかつをしていくた

めに、医療いりょうを使ったり、介護かいごを使ったり、福祉ふくしのサービスつかを使ったりということができるよう、その方かたを支えて

きた、そういう制度せいどになっています。

その後、平成24年、西暦2012年には、成年後見制度を使うための体制整備たいせいせいびを市町村しちょうそんが行うことについて

各福祉法かくふくしほうに規定きていされました。このとき、議論ぎろんされたのは、親族しんぞくなどによる成年後見せいねんこうけんの困難こんなんな者ものが増加ぞうかするもの

と見込まれ、介護サービス利用契約み こ かいご りようけいやくの支援し えんなどを中心ちゅうしんに、成年後見せいねんこうけんの担い手にな てとして市民しみんの役割やくわりが強まると

考えられることから、市町村は市民後見人かんが しちょうそん しみんこうけんにんを育成いくせいし、その活用かつようを図ることなどによって権利擁護けんりようご すいしんを推進するこ

ととするというものでした。

親族しんぞくでも専門職せんもんしよくでもない第三者だいさんしゃで、研修けんしゅうを受けて成年後見人等う せいねんこうけんにんとうとして活動かつどうしている人のことを市民後見人ひと しみんこうけんにん

といいます。都内と ないでも平成23年から東京都へいせい ねん どうきやうと しみんこうけんにんによる市民後見人いくせい はじ げんざい かくしちょうそん しみんの育成が始まり、現在では各市町村が市民

こうけん にん いくせい さき じ こしょうかい ごかつやく はなし
後見人を育成しています。先ほど自己紹介でも御活躍をしていただいたというお話をいただきました。ありが
とうございました。

へいせい ねん せいねんこうけんせい どりようそくしんほう しこう せいねんこうけんせい どりねん そんちょう ちいき
平成28年には成年後見制度利用促進法が施行されました。これは、成年後見制度の理念を尊重し、地域の

じゅうよう たいおう せいねんこうけんせい どりよう せいねんこうけんせい どりよう かん たいせいせいび おこな きほん
需要に対応して成年後見制度が利用できるよう、成年後見制度の利用に関する体制整備を行うことを基本

りねん ほうりつ くに せきむ さだ くにとう せきむ なか かに さいばんしょ れんけい ほか
理念とした法律で、国などの責務を定めたものです。この国等の責務の中には、家庭裁判所と連携を図るた

かんけいきかんとう そうご れんけい ことば も こ
めに、「関係機関等の相互の連携」という言葉が盛り込まれています。

ほうりつ なか はんだんのうりよく ふじゅうぶん とうじしゃ しんぞく ぎょうせい せんもんしよくとう ゆうしきしゃ こうせい
この法律の中では、ほかに、判断能力が不十分な当事者や親族、行政、専門職等の有識者で構成された

せいねんこうけんせい どりようそくしん せんもんか かいぎ いけん き くに せいねんこうけんせい どりようそくしん きほんけいかく かくぎけつてい
成年後見制度利用促進専門家会議の意見を聞いて、国が「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定

き しちょうそんぎょうせい ごうぎせい きかん くにたちし ばあい しんぎかい
することも決められています。市町村行政は、合議制の機関をつくり――国立市の場合は、この審議会がこの

ごうぎせい きかん あ おも くに きほんけいかく ふ しちょうそん けいかく さくてい
合議制の機関に当たるんだと思います――国の基本計画を踏まえて、市町村ごとに計画を策定することにな

れいわ ねん がつじてん ぜんこく しちょうそん しちょうそん けいかく さくてい
っています。令和5年4月時点で、全国1741ある市町村のうち、1210市町村が計画を策定しています。

せいねんこうけんせい どりようそくしんほう だい じょう にんちしやう ちてきしょうがい た せいしんじやう しょうがい
成年後見制度利用促進法は、第1条において、「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより

ざいさん かんりまた にちじやうせいかつとう ししやう もの しゃかいぜんたい ささ あ こうれいしゃかい きっさん かだい
財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題で

きやうせいしゃかい じつげん し およ せいねんこうけんせい だもの さき じゅうよう しゅだん
あり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段である」として
います。

たよ みよ ひと せいねんこうけんせい けんりようご しえん じゅうよう しゅだん ひと かつよう
頼れる身寄りがいない人にとって成年後見制度は、権利擁護の支援の重要な手段の一つです。その活用の

かた いま ちいきかくさ じやうたい ぜんこく ちいき せいねんこうけんせい ひとつ ひと せいど
され方は、今でも地域格差がある状態です。全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度

りよう たいせいせいび とりくみ ぜんこく しちょうそん すす
を利用できるようにするための体制整備の取組が全国の市町村において進められています。

つぎ だい せつ せいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく め ざ ごせつめい
次の第2節では、成年後見制度利用促進基本計画が目指してきたことを御説明させていただきます。

れい わ ねん がつまつじてん せいねんこうけんせいど りようしゃ やく まんにんじやく せいねんこうけんるいけい りようわりあい やく
令和5年12月末時点の成年後見制度の利用者は約25万人弱です。成年後見類型での利用割合が約

71.7 % ——ブルーのところ—— ほさる い けい ばーせんと むらさき ほじょるいけい やく
71.7 % ——ブルーのところ——保佐類型が20.9 % ——紫 のところ——補助類型が約

ばーせんと みどり にん いこうけん わりあい やく ばーせんと あか せん
6.4 % ——緑のところ——任意後見の割合が約1.1 % ——赤い線みたいになっているところ

きほんけいかくさくていご じょじょ ほさ ほじょ りよう の りつ おお
——となっています。基本計画策定後、徐々に保佐や補助での利用の伸び率が大きくなってきたのですが、

こうけんるいけい へんちよう りよう だい せつ せつめい こうけんるいけい こうけんにん ほうかつてき だいいりけん
後見類型に偏重し利用されてきました。第1節で説明したとおり、後見類型では、後見人に包括的な代理権

あた
が与えられます。

つぎ しんぞくこうけんにん げんしょう ごせつめい しんぞくこうけんにん
次に、親族後見人さんの減少について御説明します。ブルーのところは親族後見人、オレンジのところは

だいさんしゃ こうけんにん せいねんこうけんせいど はじ ころ しんぞく こうけんにんとう わり ご げんしょうけいこう
第三者の後見人です。成年後見制度が始まった頃は親族による後見人等が9割でしたが、その後、減少傾向

れい わ ねん ど わり き
となり、令和3年度では2割を切りました。

れい わ ねん せいねんこうけんにんとう ほんにん かんけい さいばんしょ こうひょうしりょう れい わ ねん しんぞく せいねん
令和5年の成年後見人等と本人との関係について、裁判所の公表資料によると、令和5年は親族が成年

こうけんにんとう せんにん ぜんたい ばーせんと しんぞく い がい だいさんしゃ せんにん
後見人等に選任されたものが全体の18.1 % ——ブルーのところ——親族以外の第三者が選任さ

ぜんたい やく ばーせんと
れたものは全体の約81.9 % となっています。

いませつめい しんぞく い がい だいさんしゃ こうけんにん つと なか せんもんしよく ざんねん じっせんじ れい
今説明した親族以外の第三者が後見人を務めているものの中には、専門職による残念な実践事例がある

わ わたし こうせいろうどうしやう ころ あつ じれい いちぶ ごしょうかい
ことも分かってきていました。これは私が厚生労働省にいた頃に集めた事例の一部ですが、御紹介します。

かんけいしゃぜんいん し せつにゆうしや けんとう はじ こうけんにん ほんにん い し かくにん とくべつようごろうじん
「関係者全員で施設入所の検討を始めたところ、後見人は本人の意思を確認することなく、特別養護老人ホ

い がい せんたくし みと ほんにん い し かくにん うえ せんたくし ていあん こうけんにん き
ーム以外の選択肢を認めない、また、本人の意思を確認した上でほかの選択肢を提案しても、後見人は聞く

みみ も か い ぎ さん か きょひ けっせき たんとうしやかい ぎ ほんにん
耳を持たず、ケア会議への参加を拒否し欠席した。」「サービス担当者会議において、本人がどのようなサー

ビスを利用したいか^{りよう}発言しようとしているのに、『時間がないから』、『現実的ではないから』^{げんじつてき}といって後見人^{こうけん にん}が決めてしまった。」どちらもしょうがいしゃ^{し えん だん たい}支援団体からの情報提供^{じょうほう ていきょう}です。また、御本人の御家族からは、^{めんかい こ}「面会に来ない、面会に来ても話を聞くだけ」、^{めんかい き}「本人のための積極的なサポートが全くない」、^{はなし き}「管理のみ」、^{ほん にん}「施設任せ^{せつ つか}せ」というものもありました。

圧倒的に法定後見の「後見類型」^{あつどう てき ほうてい こうけん}偏重^{こうけん るいけい}で成年後見制度は利用されてきました。親族後見人は減り、約8割^{しんぞく こうけん にん}の第三者後見人が選任されています。その結果、^{けっ か}「包括的代理権」を濫用しているのではないか？、という^{ほうかつ てき だい り けん}事態があると専門家会議では指摘されてきました。^{らん いう}

また、制度の内容を知らずに申立てをしてしまう事案も存在しました。介護している御親族が、御本人が有料^{せい ど}老人ホームに入所するに当たって、御本人の定期預金を崩すために金融機関に行き、金融機関から、^{ない いう し}「本人^{もう した}以外が預金を解約するには成年後見人が必要です」と言われて、制度をよく知らずに申立てを行い、自分た^{じ あん}

ちが後見人になれるものと思っていたら、第三者の専門職の後見人が登場するというものです。特に第一期^{こうけん にん}基本計画について話し合われていた頃は、親族後見人が選任されにくい事態があり、思いも寄らない制度^{おも}

利用について問題とされました。本人を虐待しているわけではない、経済搾取をしているわけでもない親族^{き ほん けいかく}が、管理する預貯金額が大きいという理由で後見人になれず、第三者が後見人等として登場する。1度申立^{はな あ}

てをすると、制度を途中でやめることはできず、第三者の後見人に報酬もかかり続けるのです。この報酬は^{ころ}本人の財産から支払うこととなりますが、基本的に年額24万円は払うということが今の基本的な考 え方^{きん ぞく こうけん にん}

です。^{き ほん てき}この頃、行政や地域包括支援センターが成年後見制度を紹介することも行われていましたが、このような、^{ねん がく まん えん}

おも せいどりよう ばあい くじょう ぎょうせい まどぐち き かんたん こうけんにんとう
「思ってもみなかった制度利用」になってしまった場合の苦情が行政の窓口に来ても、簡単には後見人等を

こうたい
交代させることはできませんでした。

せいねんこうけん せいどりよう そくしん き ほんけいかく はな あ せんもんか かいぎ ごかい せいどりよう
成年後見制度利用促進基本計画について話し合う専門家会議では、誤解して制度利用してしまうことがな

せいねんこうけん せいど せいかく くわ せつめい みちか こうてきそうだんまどぐち わ めいじ
いよう、成年後見制度について正確に詳しく説明する身近な公的相談窓口が分かりやすく明示されることが

ひつよう かんが
必要と考 えられました。

さき ざんねん じれい しょうかい じっせん たよ せんもんしよく こうけんにん
先ほど残念な事例を紹介しましたが、もちろんすばらしい実践をしている、頼りになる専門職の後見人も

そんざい かず おお おも
存在しますし、数としてはそちらのほうが多いと思っています。

せんもんしよくこうけんにん えら ほんにん けんり まも せんもんでき ちしき ほうてきちしき たいじんえんじよぎじゅつ
専門職後見人が選ばれるとき、本人の権利を護るための専門的な知識、法的知識や対人援助技術があり、

とも ほんにん いし ていねい く と けつてい しえん こうけんにんとう えら
かつ、チームと共に本人の意思を丁寧に酌み取り、その決定を支援できる、このような後見人等が選ばれるこ

りそう ほんにん せいかつ まも せいど せいねんこうけん せいど い
とが理想です。そうであってこそ、本人らしい生活を守る制度として成年後見制度が生きてきます。このような

せんもんしよくこうけんにん じっせん じれい せんもんしよくこうけんにん かず かぎ
専門職後見人の実践事例ももちろんあるのですが、しかし、そのような専門職後見人の数には限りがありま

かぎ じんてきしげん たいせつ かくだい さつきゅう と く ひつようせい せんもんか かいぎ
す。限られた人的資源を大切にすること、拡大していくことに早急に取り組む必要性があると専門家会議では

してき
指摘されてきました。

ぐたいてき じゆにんしゃちようせい しちようそんぎようせい きやうぎ ば もう こうけんにんとう こうほしや ひと じぜん
具体的には、受任者調整——市町村行政が協議の場を設けて、後見人等の候補者となってくれる人を事前

えら もうした し く こうけんにんとう いくせい こうけんにん こうたい こうけんにんせんしんご しえん と
に選んで申立てをする仕組みのことです——後見人等の育成、後見人の交代、後見人選任後の支援に取り

く ひつようせい してき しちようそんぎようせい いくせい しみん こうけんにん かていさいばんしよ えら
組む必要性の指摘です。市町村行政が育成してきた市民後見人さんが家庭裁判所になかなか選ばれない

じったい こうけんにん しごと せんもんしよく せんもんせい はっき お しみん こうけんにん こうたい
実態もあつたので、後見人の仕事において専門職の専門性を発揮し終わったら、市民後見人に交代していけ

たいせい もと
る体制づくりも求められました。

だ い い っ き せ い ね ん こ う け ん せ い ど り よ う そ く し ん き ほ ん け い か く へ い せ い ね ん が つ れ い わ ね ん が つ ね ん か ん く に き ほ ん け い か く
第一期成年後見制度利用促進基本計画は、平成29年4月から令和3年3月までの5年間、国の基本計画と

じ っ し い ま も う あ な い よ う は な あ け っ か り よ う し ゃ じ っ か ん
して実施されました。今まで申し上げてきたような内容について話し合われた結果、「利用者がメリットを実感

せ い ど う ん よ う か い げ ん め る し ち ょ う そ ん ぎ よ う せ い け ん り よ う ご し え ん ち い き れ ん け い す す
できる制度、運用の改善」を目指して、市町村行政が「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を進め

し め ぐ た い て き ほ ん に ん み ま も こ う け ん に ん く わ き の う
ていくことが示されました。具体的には、本人を見守る「チーム」に後見人がしっかりと加わって機能していくよ

ち い き せ ん も ん し ゃ く だ ん たい と う れ ん け い き よ う り ゃ く たい せ い こ う ち く き ょ う ぎ か い お こ な ち ゅ う か く
う、地域の専門職団体等による連携協力体制を構築すること——協議会、このコーディネートを 行う中核と

き か ん ち ゅ う か く き か ん き ょ う ぎ か い ち ゅ う か く き か ん せ い び
なる機関——これを中核機関といいます——この協議会、中核機関、ネットワークを整備することとされたの

です。

わ た し だ い い っ き せ い ね ん こ う け ん せ い ど り よ う そ く し ん き ほ ん け い か く じ っ し き か ん ね ん め こ う せ い ろ う ど う し ょ う に ゅ う し ょ う だ い に き せ い ね ん
私は第一期成年後見制度利用促進基本計画実施期間の2年目から厚生労働省に入省し、第二期成年

こ う け ん せ い ど り よ う そ く し ん き ほ ん け い か く さ く て い か か
後見制度利用促進基本計画の策定に関わりました。

だ い に き け い か く そ ん げ ん ほ ん に ん せ い か つ け い ぞ く ち い き し ゃ か い さ ん か は か け ん り よ う ご し え ん
第二期計画のサブタイトルは「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援

す い し ん け い か く な に め る た ん で き し め こ と ば ご り か い
の推進」としています。この計画が何を目標しているのかを端的に示したのがこの言葉だと御理解ください。

だ い い っ き け い か く こ ろ せ い ね ん こ う け ん せ い ど り よ う し ゃ す う ふ
もともと第一期計画の頃からそうでしたが、成年後見制度の利用者数をやみくもに増やそうとしているので

ご ほ ん に ん ご ほ ん に ん せ い か つ つ づ ち い き し ゃ か い ひ と し ゃ か い さ ん か
はなく、御本人が御本人らしい生活を続けていけるように、そして、地域社会でその人らしく社会参加をしてい

め る け ん り よ う ご し え ん す い し ん く に き ほ ん け い か く
けるようにしていくことを目指して、そのための権利擁護支援を推進しようとしているのが国の基本計画です。

せ い ね ん こ う け ん せ い ど り よ う ひ つ よ う ひ と せ い ど り よ う べ つ け ん り よ う ご し え ん
成年後見制度の利用を必要とする人には制度の利用ができるように、また、別の権利擁護の支援がふさわし

ひ と け ん り よ う ご し え ん い と ど お も こ
い人には、そのような権利擁護の支援が行き届くようにしたいという思いを込めたサブタイトルです。

だ い に き け い か く れ い わ ね ん が つ に ち か く ぎ け っ て い ね ん か ん け い か く げ ん ざ い だ い に き け い か く ね ん め は い
第二期計画は令和4年3月25日に閣議決定された5年間の計画で、現在、第二期計画の3年目に入ってい

ます。

だ い に きけい か く け ん り よ う ご し え ん て い ぎ だ い に きけい か く け ん り よ う ご し え ん せ い り ず
第二期計画における権利擁護支援の定義です。第二期計画では、権利擁護支援について整理して図にしま

い ま し ち ょ う そ ん さ ま ざ ま こ う ち く ほ う り つ こ う れ い し ゃ し え ん
した。今、市町村ごとに様々なネットワークが構築されています。法律ごとに、高齢者支援のネットワークもつく

し え ん せ い か つ こ ん き ゅ う し ゃ し え ん こ し え ん
ってきていますし、しょうがいしゃ支援のネットワーク、生活困窮者支援のネットワーク、子ども支援のネットワー

け ん り よ う ご し え ん ち い き れ ん け い だ い い っ き け い か く か た ち
クもあります。権利擁護支援の地域連携ネットワークも第一期計画によって形づくってきました。これらのネッ

ひ と び と と も さ さ あ ち い き き ょ う せ い し ゃ か い じ つ げ ん め ざ
トワークは、人々が共に支え合う地域共生社会実現を目指してつくられてきたわけですが、このネットワークの

き ば ん こ ん かん け ん り よ う ご し え ん かん が か た かん が じ ぶ ん ひ と り じ ぶ ん け ん り し ゅ ち ょ う
基盤、根幹にあるのが権利擁護支援の考 え 方 と 考 え て い ま す 。 自 分 一 人 で 自 分 の 権 利 を 主 張 す る こ と が

む づ か け ん り ひ と り こ う し じ つ げ ん む づ か ひ と し え ん け ん り よ う ご し え ん
難しい、その権利を一人で行使したり、実現したりすることが 難 しい 人 へ の 支 援 。 この 権 利 擁 護 の 支 援 が

ひ つ よ う かん そ う だ ん え ん じ ょ お こ な さ ま ざ ま そ う だ ん ま ど ぐ ち き ょ う つ う も と
必要かどうかを感じながら相談援助を行うことは、様々なネットワークにある相談窓口において共通に求めら

し せ い
れる姿勢です。

け ん り よ う ご し え ん ひ と い し そ ん ち ょ う み づ か け っ て い し え ん い し け っ て い し え ん
そして、権利擁護の支援は、その人の意思を尊重し、自らの決定を支援するという「意思決定支援」――

ひ だ り て ぎ ゃ く た い し ょ う ひ し ゃ ひ が い け ん り し ん が い か い ふ く し え ん み ぎ て そ く め ん
左手と、虐待や消費者被害といった「権利侵害からの回復支援」――右手という2つの側面があり、どちらも

じ ゅ う よ う あ ら わ け ん り よ う ご し え ん ご ほ ん に ん ち い き し ゃ か い ひ と か た ち さ ん か と も せ い か つ
重要ということも表しました。権利擁護支援は、御本人が地域社会へその人らしい形で参加し、共に生活し、

じ り つ じ ぶ ん じ ぶ ん せ い か つ き せ い か つ せ い か つ お く お こ な
自立した――自分で自分の生活のことを決めていく生活です――生活が送れるようにするために行われる

せ い り
ものということも整理しました。

せ い ね ん こ う け ん せ い ど り よ う そ く し ん かん が か た せ い り あ き り よ う そ く し ん と り く み
また、「成年後見制度利用促進の考 え 方 」についても整理して明らかにしました。「利用促進の取組は、

け ん り よ う ご し え ん ち い き れ ん け い つ う す い し ん た ん り よ う し ゃ ぞ う か も く て き
権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするもので

せ い ど り よ う ひ つ よ う ひ と そ ん げ ん ほ ん に ん せ い か つ け い ぞ く た い せ い せ い び め ざ
はなく、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指

か ひ つ よ う ひ と せ い ね ん こ う け ん せ い ど む り つ か ご か い
すものである。」と書いています。必要のない人に成年後見制度を無理に使わせようとしているという誤解を

受けやすい計画でしたので、この利用者数の増加を目的としていないとはっきりと書くことができて、やっと
本意を伝えられるようになりました。

第二期計画では、K P I——行政の達成目標のことをK P Iといっています——を決めています。令和6

年度末までに全ての市町村において、成年後見制度やその相談窓口が周知されること、権利擁護支援の

地域連携ネットワークの中核機関が整備されることを求めています。令和5年4月時点で、1741市町村のう

ち1070市町村で中核機関が整備されています。

第3節では、権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関について御説明をしていきます。

成年後見制度利用促進基本計画では、市町村ごとに、「必要な人に」、「適切に」成年後見制度が利用され

る仕組みづくりがなされるよう——必要のない人が間違っ利用することがないよう、必要な人が不適切な

利用となることがないよう——「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」と、「その中核となる機関の

整備」が進められてきました。

「権利擁護支援チーム」とは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族

や地域、保健、福祉、医療の関係者などが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好——好き

嫌いのことです——選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みのことをい

ています。

第一期計画では、「チーム」と表現されていましたが、チームというのは、サッカーのチーム、野球のチームな

どの一般用語のそれと区別がつかないため、基本計画における用語だと分かるようにという意図で「権利

擁護支援チーム」と言い換えられました。

かなら いち ひつよう そうだん し えん せんもんいん きぞん
必ずしも一からつくる必要はなく、ケアマネジャーや相談支援専門員がつくっている既存のチームに

こうけんにとん あと さんか すく こうけんにとん ひつす
後見人等が後から参加するケースも少なくありません。また、後見人等がチームにすることが必須なのではな

けんりようご しえん すす けんりようごしえん かんが
く、権利擁護の支援を進めるチームは権利擁護支援チームと考えられます。

こべつじあん こうけんとくけんりようごしえん ちいきぜんたい きょうきゅうたいせい ちようせい
個別事案におけるコーディネート、それから、後見等権利擁護支援ニーズと地域全体の供給体制の調整、こ

ちいきれんけい ちゅうかくきかん やくわり りかい
れが地域連携ネットワークや中核機関の役割について理解するキーワードとなります。

ちゅうかくきかん かんけい こべつじあん せつめい だいにきけいかく ばめん もう
まず、中核機関が関係する個別事案のコーディネートから説明します。第二期計画は3つの場面を設けてい

せいどりようまえ ばめん せいねんこうけんせいど ひつよう ばあい もうした じゅんび ばめん こうけんにとんうせんにな んご ばめん
ます。制度利用前の場面、成年後見制度が必要な場合に申立て準備をする場面、後見人等選任後の場面で
す。

うご せつめい まえ み わ
ここからスライドを動かしながら説明しますので、前のスライドを見ていただいたほうが分かりやすいかもし

せいどりようまえ ばめん ほんにん かんけいしゃ そうだん う ほんにん もっと けんりようご
れません。制度利用前の場面で本人や関係者から相談を受け、本人にとって最もふさわしい権利擁護の

しえん けんとう ちゅうかくきかん きのう けんりようご そうだん しえん きのう きのう
支援について検討する中核機関の機能を「権利擁護の相談支援機能」といっています。この機能がな

ばあい ごほんにん せいかつ ひつよう じゅうだい けいやく やちん たいのう つづ
場合、御本人に「生活に必要な重大な契約がされていないかも」とか、「家賃の滞納が続いている」、

しょうひしゃひがい あ お ばあい かいご ふくし じぎょうしゃ みな
「消費者被害に遭っているかも」ということが起こっている場合でも、介護・福祉サービス事業者の皆さんは、

わ じぶん なん かん せいねんこうけんせいど ひつようせい
「どうしていいか分からない」、「自分たちだけで何とかしなきゃ」と感じるばかりで、成年後見制度の必要性

き せいどりよう けっか じゅうだい けんりしんがい じょうたい お
に気づけず、制度利用につなぐことができません。結果として重大な権利侵害の状態が起こってしまってから

じごてき たいおう しえんしゃ つごう ほんにん できせつ い
の事後的な対応になったり、支援者にとって都合がいい、本人にとって適切とは言えないようなサービスを

せんたく しはら ふりこみ しえん つづ しえんしゃ お
選択させてしまったり、支払いや振込の支援をし続けて、支援者がバーンアウトしてしまったりということが起こ

ごほんにん ていきよきん ひ だ きんゆうきかん せいねんこうけんせいど ひつよう い ごかぞく
ります。また、御本人の定期預金が引き出せず、金融機関で「成年後見制度が必要」と言われた御家族が、

ほんとう せいねんこうけん せいど りょう ひつよう せいさ もうした おこな けっか
本当に成年後見制度の利用が必要なのかどうかの精査がないままに申立てを行い、結果としてメリットが

じっかん せいどりよう せいど ふまん かか せいどりようまえ せいかつ ぶんだん せいかつ おく
実感できない制度利用となり、制度への不満を抱えて、制度利用前の生活と分断された生活を送ることとな

ってしまいます。

けんりようご そうだんしえんき のう せいび めざ すがた ごほんにん
この権利擁護の相談支援機能が整備されることで目指している姿はどのようなものかという、御本人に

せいかつ ひつよう じゅうだい けいやく やちん たいのう つづ しょうひしゃひが い あ
「生活に必要な重大な契約がされていないかも」とか、「家賃の滞納が続いている」、「消費者被害に遭って

いるかも」ということが起こっている場合でも、介護・福祉サービスの事業者の皆さんは、「これは成年後見

せいど りょう ひつよう き そうだん わ きんゆうきかん
制度の利用が必要なのか」と気づくことができ、どこに相談すればよいかが分かっていますし、金融機関

せいねんこうけん せいど ひつよう い ごかぞく そうだん わ
で「成年後見制度が必要」と言われた御家族も、どこに相談すればいいのかということが分かっています。

そうごうそうだん まどぐち れんどう ちゅうかくきかん けんりようごしえん けんりようごしえん ほうしん
総合相談の窓口と連動して、中核機関は権利擁護支援のニーズをキャッチして、権利擁護支援の方針について

いっしょ けんとう ひつよう おう せんもんてき じょうげん う たいおう はんだん
と一緒に検討し、必要に応じて専門的な助言も受けながら、どのような対応がふさわしいのかを判断します。

せいねんこうけん せいど いがい けんりようご しえん てきせつ はんだん ばあい ひつよう しえん たど
成年後見制度以外の権利擁護の支援が適切と判断された場合には、必要な支援へとつなぎます。例えば

ちいき ふくし けんりようごしえん じぎょう みちか しえんしゃ みまも
地域福祉権利擁護支援事業のほうぐがふさわしいということもありますし、身近な支援者が見守りながら、

ごほんにん い し けてい しえん ばあい せいねんこうけん せいど ひつよう ばあい しえん
御本人の意思決定を支援していこうとなる場合もあります。成年後見制度が必要という場合には、その支援ニ

み お ひつよう せいねんこうけん せいど りょう すず ちいき さまざま そうだんまどぐち
ーズを見落とさずに、必要な成年後見制度の利用へと進むことができます。地域には様々な相談窓口があり

きぞん し く つか きのう せいび けんとう
ますから、既存の仕組みを使いながら、どのようにこの機能を整備するのかどうか検討することとなります。

じっさい と く ごしょうかい けんりようご かん そうだんまどぐち ふくすう ばあい
実際にはどのように取り組まれているのか御紹介します。権利擁護に関する相談窓口が複数ある場合には、

いたくがたち いきほうかつしえん そうだんしえん じぎょうしょ いちじそうだんまどぐち ひつよう おう ちゅうかくきかん
委託型地域包括支援センターや相談支援事業所が一次相談窓口となり、必要に応じて中核機関——この

ちゅうかくきかん しゃかいふくしきょうぎかい いたく おお ちゅうかくきかん せんもんそうだん じょうげん う
中核機関は社会福祉協議会に委託されていることが多いのですが、中核機関の専門相談の助言を受ける

し く とりくみ おこな けんりようご かん そうだんまどぐち ぎょうせい しゅうちゅう ばあい
仕組みをつくるという取組が行われています。権利擁護に関する相談窓口が行政に集中している場合は、

ちよくい いきぼうかつしえん ふくし そうごう そうだんまどぐち せんもんしよく じよげん う し く
直営地域包括支援センターや福祉総合相談窓口が専門職から助言を受けられる仕組みをつくっています。

せいねんこうけんせいど ひつよう こうけんにん せん
「これって成年後見制度が必要なのかな?」、「後見人がもしも選任されたらどうなるのかな?」といったことに

じよげん う
ついて助言を受けています。

もうした じゅんび ばめん うつ もうした じゅんび ばめん ほんにん せいねんこうけんせいど りよう
申立て準備をする場面に移ります。申立て準備をする場面では、本人にふさわしい成年後見制度の利用に

む もうした けんとう すす さいへんせい き の う けんりようごしえん けいせいしえん
向けて申立ての検討を進め、チームを再編成します。このときの機能を「権利擁護支援チームの形成支援

き の う き の う せいねんこうけんせいど もうした かていさいばんしよ てきせつ こうけんにん
機能」といっています。この機能がないとき、成年後見制度の申立てをしても、家庭裁判所と適切な後見人

こうほしや きょうゆう ごほんにん じっかん ざんねん
候補者のイメージをうまく共有することができないまま、御本人がメリットを実感できないような残念な

こうけんにんとう えら たと ちてき ひと もうした ばあい ざいさんがく
後見人等が選ばれてしまうことがあります。例えば知的しょうがいのある人が申立てをした場合に、財産額が

おお りゅう ひと いちど はな ほうりつしよく こうけんにん えら
多いからという理由で、しょうがいのある人と一度も話したことがない法律職が後見人として選ばれてしまうと

お
いうことも起こります。

き の う せいび め ざ すがた さき せつめい そうだんしえん き の う せいねんこうけん
この機能が整備されることで目指している姿はというと、先ほど説明した相談支援機能において、成年後見

せいど ひつようせい じゅうぶん せいさ うえ ちゅうかくきかん じっし かいぎ なか ひつよう けんりようご しえん
制度の必要性について十分に精査された上で、中核機関で実施される会議の中で、必要な権利擁護の支援

けんとう もうした だとうせい かくにん もう た けんとう もと こうけんぎょうむ
やチームメンバーの検討、申立ての妥当性の確認、どのように申し立てるかの検討、求められる後見業務や、

ほんにん じょうきょう あ てきせつ こうけんにん こうほしや けんとう おこな か いぎ しちょうそん たんとうしや ちゅうかくきかん
本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の検討を行います。この会議に、市町村の担当者、中核機関の

しょくいん いりよう ふくしかんけいしや ほうじんこうけん じっしだんたい しみんこうけんにん せいねんこうけんせいど くわ せんもんしよくだんたい ごほんにん
職員、医療・福祉関係者、法人後見の実施団体、市民後見人、成年後見制度に詳しい専門職団体、御本人の

とくせい くわ とうじしゃだんたい はい いけん か ちゅうりつせい こうへいせい たんぼ
特性に詳しい当事者団体が入って意見を交わすことによって、中立性、公平性を担保します。

かいぎ けっか う せいねんこうけんせいど もうした さい こうほしやらん すいせん ひと きにゆう じょうたい
この会議の結果を受けて、成年後見制度の申立ての際に候補者欄に推薦する人などを記入した状態で

もうした おこな かて いさいばんしょ てきせつ こうけんになんこうほしや きょうゆう
申立てを行います。このことによって家庭裁判所と適切な後見人候補者のイメージを共有することができて、

ごほんになん てきせつ こうけんになん えら
御本人にふさわしい適切な後見人が選ばれるようになります。

ちゅうかくきかん かいぎ じっし ちいき すいせん こうほしや かて いさいばんしょ せんになん
中核機関がこのような会議を実施している地域では、推薦した候補者が家庭裁判所によって選任されてい

き えら はなし き ちゅうかくきかん かいぎ すいせん ないよう
ると聞いています。「選ばれなかった」という話を聞いたことはありません。中核機関の会議の推薦の内容が

そんちょう
尊重されているようです。

じっさい と く ごしょうかい ていきてき じあん ばあい ずいじ いん
実際にはどのように取り組まれているのか御紹介します。定期的に、あるいは事案がある場合に、随時、委員

はな あ ば せってい はな あ ないよう さき せつめい ちゅうふく もうした ひつようせい だとうせい
が話し合う場を設定しています。話し合う内容は先ほどの説明と重複しますが、申立ての必要性、妥当性、

もうした あ かた もうした だれ るいけい こうけんになんどう こうほしや こうけんになんどう
申立ての在り方——申立てを誰がするか、あるいは類型、それから、後見人等の候補者について、後見人等

せんになん ご ほうしん ないよう
選任後の方針といった内容です。

こうけんになんどう こうほしや すいせん あ かた じあん おう せんもんしよく しょくしゆ き もう た たと
後見人等の候補者について推薦の在り方は、事案に応じた専門職の職種を決めて申し立てるところ、一例

べんごし しほうしよし もうした ほうほう せんもんしよく しょくしゆ けんどう
えば弁護士さんがいいですとか、司法書士さんがいいですという申立ての方法と、専門職の職種の検討をし

うえ せんもんしよくだんたい すいせんいらい おこな こうほしや しめい せんてい もう た ちゅうかくきかん
た上で、専門職団体に推薦依頼を行い、候補者の氏名まで選定して申し立てるところ、それから、中核機関

めいば かんり なか こうほしや せんてい もう た さまざま ちゅうかくきかん そうだん
が名簿を管理し、その中から候補者を選定して申し立てるところなど、様々です。いずれも中核機関が相談

しえん かか じあん きょうぎ
支援で関わった事案について協議をしています。

つぎ こうけんになんどうせんになん ご ばめん ごしょうかい こうけんになんどう せんになんご こうけんになんどう ふく けんりようごしえん
次です。後見人等選任後の場面について御紹介します。後見人等の選任後、後見人等を含む権利擁護支援

ほんになん さき ちゅうかくきかん しえん おこな けんりようごしえん
チームが本人をしっかりと支えていけるよう、中核機関が支援を行います。これを権利擁護支援チームの

じりつしえんきのう きのう ほんになん こうけんになんどう かんけい ばあい
自立支援機能といっています。この機能がないと、本人と後見人等の関係がうまくいなくなっている場合、

そうとう じかん す ほんになん ほんになん ささ かぞく こうけんになんどう あいだ しんらいかんけい こうちく ばあい
相当な時間が過ぎても本人や本人を支える家族と後見人等との間に信頼関係が構築されていない場合、

こうけんにん なか はい わ だれ そうだん じょうたい
後見人はチームの中にうまく入れず、どうしていいかわからない、誰にも相談できないという状態のままです。

ごほんにん はんだんのうりよく かいふく かぎ いま みんぼう こうけんとう けいぞく こうけんにん ふ せい かぎ
御本人の判断能力が回復しない限り、今の民法では後見等は継続しますし、後見人に不正がない限り、

こうけんにん かいにん こうけんにん ほんにん ばあい せいどりよう
後見人は解任されません。そのため、後見人と本人がうまくいっていない場合でも制度利用をやめることがで

きず、メリットが実感できない制度利用による不満、制度利用前の生活との分断が継続します。また、本人の

い し けていし えん しんじょう ほ ご じゅうし こうけんかつどう けつかてき けいぞく ほんにん けんりようご し えん
意思決定支援や身上保護が重視されない後見活動が結果的に継続されるなど、本人の権利擁護の支援が

てきせつ おこな じょうたい つづ
適切に行われない状態が続いてしまいます。

けんりようごし えん じりつし えん きのう せいび め ざ すがた
この権利擁護支援チームの自立支援機能が整備されることで目指している姿はどのようなものかという、

ほんにん こうけんにんとう かんけい お ちゅうかくき かん おこな
本人と後見人等との関係がうまくいかないということが起こらないように、中核機関がバックアップを行い、

ほんにん こうけんにんとう とも ささ し えん ひつよう おう こうけんにんとうせん にん ご そうだん う
本人を後見人等と共に支えるチームがうまくいくように支援します。必要に応じて後見人等選任後も相談を受

けてフォローを行い、場合によっては後見人等の交代について検討します。どのようなフォローが必要か、

きょうぎ ば けんとう ば あい ひつよう おう かねいさいばんしよ じょうほう きょうゆう あたら こうけんにんこうほしや すいせん
協議の場で検討する場合もあります。必要に応じて家庭裁判所に情報を共有、新しい後見人候補者を推薦

かねいさいばんしよ ひつよう おう こうけんにんとう こうたい るいけいへんこう おこな ほんにん
し、家庭裁判所も必要に応じて、後見人等の交代、類型変更などを行います。このことによって本人にふさわ

けんりようごし えん じっせん おこな
しい権利擁護支援の実践が行われるようにしていこうというものです。

じっさい と く とりくみかた ち い き さまざま こうけんにんとう
実際にどのように取り組まれているのかですが、取組方は地域によって様々です。後見人等とこれまでの

し えん ち い き ほうかつ かい ご ほ けん じ ぎょうしゃ そうだんし えん せんもんいん しょうがいふくし じ
支援チーム——地域包括、ケアマネさん、介護保険サービス事業者、相談支援専門員、障害福祉サービス事

ぎょうしゃ せいかつ ほ ご し えん こうけんにん か おあ かい ぎ
業者さん、生活保護のケースワーカーさんなど——その支援チームと後見人の顔合わせのための会議を

せってい こうけんにん せん にん じ あん ずいじ ほんにん こうけんにん かんけいしゃ かんけいき かん そうだん う
設定する、後見人が選任している事案についても、随時、本人や後見人、関係者、関係機関から相談を受け

し みん こうけんにん せんもんしよくこうけんにん しんぞくこうけんにん こうりゅうかい ひら き が る なや そうだん ば き の う
る、市民後見人や専門職後見人、親族後見人の交流会を開き、気軽に悩みを相談できる場として機能させ

る、親族後見人のための相談会を開催する——周知に家庭裁判所に関わってもらったりということをしていま

す。こういう取組は地域によって様々です。

後見人選任後の支援ですが、中核機関がずっと支援チームを支援し続けるのではなく、チームがうまく連携

し出したときには、中核機関による支援は一旦終了し、必要に応じて相談を受けていくというものになっていま

す。

個別事案におけるコーディネートがスムーズに機能していくためには、日頃から地域の連携力を高めておく

ことが大切です。また、権利擁護支援ニーズと地域全体の供給体制の調整をしていかないと、「つなぎ先が

ない」という課題に直面します。これらの課題について、行政や中核機関だけで取り組むのではなく、地域

全体で取り組むための地域連携ネットワークです。中核機関が協議会の事務局を担います。

権利擁護支援チームが日常的に連携して本人を支えていくためには、福祉、行政、専門職等による「支援」

と、家庭裁判所の「制度・運用」が連携していく必要があります。この連携を推進するのが地域連携ネットワ

ークです。そして、連携の要となるのが協議会——各地で名称は様々ですが協議会です。第二期計画では、

地域連携ネットワークは、市町村単位だけでなく、複数の市町村圏域、都道府県圏域でも整備することが重要

と示されました。

協議会についてです。第二期計画で示されている協議会は、地域ケア推進会議や障害者自立支援協議会

など、ほかの福祉部門の協議会などの権利擁護版と解することができます。各地域で取組が進められてきた

地域包括ケアシステム関係機関などのネットワークや、障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、連携

が必要な家庭裁判所——家庭裁判所はオブザーバーで入ることが多いですが、家庭裁判所や法律

せんもんしよくだんたいとう し ほう ぐわ そうてい
専門職団体等の「司法」を加えていくことも想定されています。

こべつじあん れんけい きょうどう ち い き きょうぎかい ひ ごろ はなしあ
個別事案でスムーズに連携・協働するためには、地域の協議会において、日頃から話し合いをしておくことが

じゅうよう だ い に きけいかく きょうつうり かい そくしん た よう しゅたい さんかく かつやく き の う きょうか し く
重要です。第二期計画では、「共通理解の促進」、「多様な主体の参画・活躍」、「機能強化のための仕組み

づくり」の3つの視点で地域課題について協議会で話し合うことが示されました。

きょうぎかい はな あ れい あ ひょう
協議会でどのようなことを話し合うのかの例を挙げているのがこの表なんですけれども、ピックアップして

ごせつめい た と けんりようご し えん い し けつていし えん ふきゅう はな あ ちゅうかく
御説明をすると、例えば権利擁護の支援とか意思決定支援のイメージの普及について話し合ったり、中核

き かん そうだんまどぐち れんけい はなしあ じ あん ひ と こうけんにんどう
機関とほかの相談窓口の連携について話し合いをしたり、どのような事案に、どのような人が後見人等となるの

がふさわしいのかの受任イメージを共有したり、地域の担い手の育成について話し合いをしたり、後見人では

かいけつ きょうつうか だ い し えん さく はなしあ いりょう どう い ひ と にゅういん
解決できない共通課題への支援策について話し合いをしたり——これは医療同意ができない人の入院につ

はな あ おお か て い さい ばん し ょ ちゅうかくき かん てきせつ れんらくたいせい はなしあ
いて話し合っていることも多いです——それから、家庭裁判所と中核機関の適切な連絡体制について話し

をしたりしています。特に担い手の育成は都道府県とも協働していくことが示されています。

すべ か だ い どうじ と く ち い き とくせい さまざま きょうぎかい ゆうせんてき と く じ こう
全ての課題に同時に取り組むことはできませんし、地域特性は様々です。協議会で優先的に取り組む事項を

きょうぎ かくち い き とりくみ すす
協議して、各地域で取組を進めています。

だ い せつ し み ん こうけん ほうじんこうけん い し けつていし えん すいしん ごせつめい
第4節では、市民後見、法人後見、意思決定支援の推進について御説明をしていきます。

だ い い っ き けい か く す い し ん さい か て い さい ばん し ょ い し けつていし えん しんじょう ほ ご じゅうし こうけんかつどう し み ん
第一期計画推進の際、家庭裁判所から、「意思決定支援、身上保護を重視した後見活動というのは、市民

こうけんにん かたがた じっせん かん よ だ い に きけいかくつあん さい
後見人の方々が実践していることだと感じます。」というコメントが寄せられました。第二期計画立案の際の

せんもんか か い ぎ せんもんしよく こうけんにん おな ち い き せいかつ せいかつしゃ してん も ていねい こうけんかつどう
専門家会議では、専門職の後見人からも、「同じ地域で生活している生活者の視点を持って丁寧な後見活動

をすることによって支えられることで、御本人がどんどん生き生きとするようになりましたよ!」というコメントも

よ けんきゅうしゃ せんせい にな て た し み ん こう けん し み ん こう けん き ばん
寄せられました。研究者の先生からは、「担い手が足りないから市民後見なのではなくて、市民後見を基盤と

せいねんこうけん かんが して き わたし し み ん こう けん に ん かつどう はなし き
して成年後見を 考えてみては??」という指摘もありました。私も市民後見人さんの活動の話をよく聞くんで

き な ていねい こうけん ささ おも
すが、聞いていると、すごく泣いてしまって、こんなふうに丁寧に後見で支えてもらいたいなと思うことがよくあ
りました。

いっぼう しんぞくこうけんにい い が い せいねんこうけんにと うちわけ み し み ん こう けん に ん ばーせんと し み ん こう けん に ん ようせいけんしゅう
一方で、親族後見人以外の成年後見人等の内訳を見ると、市民後見人は1 %、市民後見人養成研修を

う ひと かつやく しゃかいふくしきょうぎ かい ほうじんこうけん ばーせんと し み ん かつやく ひろ
受けた人が活躍する社会福祉協議会による法人後見は4.6 % となっていて、まだまだ市民の活躍が広が

ち い き わ どうきょうと ない し み ん こう けん に ん ずいぶんせん に ん
っていない地域があることが分かります。東京都内は市民後見人さんが随分選任されてきたんですが、ある

けん はじ だい ごう たんじょう ことし けん ま じょうたい
県によると初めて第1号が誕生したのが今年という県がまだまだあって、すごくお待たせをしている状態です。

だ い に きけいかく ごほんにん おな せいかつしゃ め せん し え ん し み ん こう けん し み ん こう けん ちから い ほうじん
第二期計画では、御本人と同じ生活者の目線で支援がでる市民後見、市民後見の力を生かした法人

こうけん すいしん せいねんこうけん せいど い が い い し けっていし え ん し み ん かつやく すす
後見を推進しています。また、成年後見制度以外での意思決定支援での市民の活躍も進めています。このこ

ごほんにん たいせつ し え ん ごほんにん ち い き しゃかい さん か すす かんが
とにより、御本人らしさを大切にしたい支援ができ、御本人の地域社会への参加が進むと 考えているからです。

ことし がつ ほうむだいじん せいねんこうけん せいど み な お けんとう ほうせいしんぎ かい し も ん はっぴょう
今年の2月、法務大臣が成年後見制度の見直しを検討するよう、法制審議会に諮問をすることを発表しまし

せいねんこうけん せいど り よ う はじ げんそく こうけん に ん こうたい り よ う しゃ じょうきょう あ
た。成年後見制度の利用を始めると原則やめられないこと、後見人の交代ができずに利用者の状況に合わ

ほ ご う か だい ほうどう
せた保護が受けられないことが課題であると報道されました。

ほうむしょう さくせい せんもんか かい ぎ はっぴょう し りょう ことし がつ がくしゃ せんもんしよく
これは法務省が作成して専門家会議で発表している資料なんですが、今年の4月から、学者、専門職、

とうじしゃだんたい いい ん ほうせいしんぎ かいみんぼうぶかい せいねんこうけん せいど み な お はなしあ
当事者団体も委員となっている法制審議会民法部会によって、成年後見制度の見直しについての話し合いが

おこな はんだんのうりよく かいふく かぎ り よ う か だい いってい き かん
行われています。判断能力が回復しない限り利用をやめることができないという課題について、一定の期間

ぐたいてき り よ う ひつようせい かんが せいど かいし ひつようせい しゅうりょう し く けんとう
や具体的な利用の必要性を 考えて制度を開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討することとさ

れています。つまり、「終われる成年後見制度」についての検討が進められています。また、本人の自己決定が

必要以上に制限される場合があるという課題については、本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって

必要な範囲に限定して権限を与える仕組みが検討されています。「後見人が権限を濫用せず、本人の意思を

尊重する仕組み」の検討が進んでいます。このほか、後見人の交代を可能とする仕組みや、任意後見制度の

悪用を防止する仕組みが検討されるほか、類型そのものの見直し、報酬の在り方の見直しも検討される予定

です。

通常、法制審議会は2年ほど話し合いをしますので、その後、国会で話し合われることを考えると、制度そのも

のが変わるのは3年以上先と見込まれます。

国の持続可能な権利擁護支援モデル事業として、市町村の関与の下で市民後見人養成研修修了者や

当事者団体の方々による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービスが提供される方法が検討さ

れています。代理権を前提とするのではなく、市民目線での意思決定支援を前提として、御本人の生活を支え

ていけないかという取組です。この事業が法制化されるかどうか、まだ分かりません。ただ、判断能力が

不十分なままでも成年後見制度が終われるようにするためには、日常生活自立支援事業を拡充し、また、

意思決定支援を前提とした権利擁護支援の仕組みを創設して、権利擁護の仕組みを整えていくことが求め

られるため、検討が予定されています。

国では、成年後見制度の見直しと総合的な権利擁護支援策の充実が車の両輪となる権利擁護支援の在り

方そのものの見直しが進められています。総合的な権利擁護支援策というのは、地域福祉権利擁護事業

（日常生活自立支援事業）の実施体制の強化、持続可能な権利擁護支援モデル事業の法制化の検討など

のことを指して、成年後見制度の車の両輪として総合的な権利擁護支援策をつくろうとしています。

「誰かが本人の代わりに、本人の意思を無視して決めること」によって本人の力を奪ってきたこと、結果とし

て支援がたくさん必要となり、より他者が代わりに決めることになっていったこと、この悪循環の仕組みを見直

すためにも意思決定支援が重要となります。これからは本人と同じ生活者である市民の目線での「権利擁護

支援の仕組み」を各市町村ごとに考えていくことが求められます。

地域ごとに取り組むことの意義です。国の施策では、法と財源が違う、似たような事業、施策が展開されてい

ます。例えば総合相談の窓口、意思決定支援ガイドラインなどが挙げられます。市町村でこれをこのまま行う

と、別々の局・課で似たような事業を行って、地域で同じようなメンバーで似たような会議を何度もしていると

いう事態になります。それぞれの市町村によって地域の人口も社会資源も歴史も文化も違います。そのような

中で、国が一律に施策を展開することにも限界があります。市町村として何をしたいか、どうやりたいか整理し

ながら実施することが求められています。我が市、我が町ならではの仕組みづくりのほうが支援の必要な

御本人にとっても受け入れやすいし、地域住民の人も参画しやすいですね。

そして、地域で話し合うことの意義です。行政が行うことは計画的でなければなりません。また、公費を使っ

てやるべきことかという点検を受ける立場でもあります。ぜいたくになり過ぎないようにというふうに点検され

ることが多いと思います。このような中では、それぞれの人が地域でその人らしく豊かに生活できるよう、地域

の人、団体、機関が共に話し合い、仕組みを創造していくことが大切だと思っています。行政の地域への「投

げっ放し」、「任せっ放し」とならないよう、行政が担当すること、地域が担当すること——地域も、社協が担当

すること、いろいろな人、団体・企業が担当することがあると思いますが地域が担当することを話し合いながら

すす じゅうよう おも なに すす いっしょ かんが じ き き
進めることが重要だと思っています。何を、どのように進めるのか、一緒に考えていただく時期が来ています。

に ほん じんこう あらわ じんこう すいけい に ほん じんこう げんしょうしゃかい とつにゆう
これは日本の人口ピラミッドを表している人口の推計なんですけれども、日本は人口減少社会に突入して

こんご げんえきせだい はたら ひと かず へ み こ はたら
います。今後、いわゆる現役世代、働く人の数が減っていくことが見込まれています。ベージュのところは働く

ひと めんせき ちい いま すく にんずう おお ひと ささ
人たちというイメージなんです、どんどん面積が小さくなっていますよね。今より少ない人数で多くの人を支

しく しえん しつ お けんりようごしえん しく かんが
える仕組み、それでも支援の質を落とすことのない権利擁護支援の仕組みを 考えていかなくはなりません。

けんりようご しえん じんけん けんり かか たいせつ たいせつ りそう む
権利擁護の支援は、人権と権利に関わるとても大切なことです。大切なことから、理想に向かっていろいろ

いけん だ まるまる まるまる まるまる まるまる だ め まるまる
な意見が出されます。〇〇がやるべき!、〇〇がないからできない、〇〇はやるべきでない、〇〇が駄目、〇〇だ

まるまる いけん どうぜん おも いけん
から、〇〇とはやりたくない。いろいろな意見があるのは当然ですし、とてもよいことだと思っていますが、意見

い ばあい いけん きばん りそう じつげん み いちど
を言っていた場合、その意見の基盤となっている理想が実現できるプロセスが見えているか、いま一度

かんが たいせつ おも めざ なに じつげん
考えていただくことも大切だと思っています。目指しているのは何か、どうしたらそれを実現できるのか、それ

かんが まるまる しごと てんけん てっていてき あたま やわ いま
を考えるのは「〇〇」だけの仕事だろうかということも点検してみてください。徹底的に頭を柔らかくして、今

けいけん ちくせき たいせつ ひと さんかく もと ちいき しく かんが ひつよう
あるもの、経験の蓄積を大切に、さらなる人たちの参画を求めながら、地域の仕組みを 考えていくことが必要

いっしょ かんが ていあん あ ほかん あ きょうどう じ き き おも
です。一緒に考える、提案し合う、補完し合う、協働する時期に来ていると思います。

い し けっていしえん けんしゅうしりよう つね ほんにん ことば
意思決定支援の研修資料は、「キーパーソンは常に本人である」という言葉でまとめられています。「チーム

ささ いっしょ ささ ことば けんりようごしえん ちいき おな すす
で支える、一緒に支える」という言葉もあります。権利擁護支援の地域づくりも同じキーワードで進めていき

いものです。

「キーパーソンは本人だよ」という「意思決定支援」、「権利擁護支援」の仕組みづくりを地域の皆さんと

いっしょ すす おも
一緒に進めていくことがポイントになると思っています。

わたし かいせつ いじょう ごせいちょう
ということで、私の解説は以上でございます。御清聴どうもありがとうございました。

じむきょく かわばたさま
【事務局】川端様、ありがとうございました。

きょう くに だいに きせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく はなし かわばたさま なに
今日は国の第二期成年後見制度利用促進基本計画をベースにお話をいただきました。ここで川端様に何

ごしつもんどう
か御質問等はございますでしょうか。

こんかい かわばたさま ごこうい こうえんないよう もじお みな くば
今回、川端様の御厚意で、講演内容について文字起こしをしたものを皆さんにお配りさせていただいており

なにい のちのちみかえ み
ますので、あのとき、何を言っていたけというのを後々見返していただけるようになっております。また、もし見

わ じむきょく し じむきょく いっしょ べんきょう
ても分からないということがあれば、事務局にお知らせいただいて、事務局も一緒に勉強しながらではあるん

かんが おも なに かい お みようち
ですけれども、考えてまいりたいと思いますので、何かございましたら、会が終わってからでも、また、明日

いこう けっこう し おも
以降でも結構ですので、お知らせいただきたいと思います。

ふん きゅうけい じ さいかい おも いったん きゅうけい
それでは、5分ぐらい休憩させていただいて、8時から再開したいと思います。一旦、休憩とさせていただきます

ねが
す。よろしくお願いいたします。

きゅうけい
(休憩)

じむきょく じかん さいかい
【事務局】それでは、お時間となりましたので、再開をさせていただきます。

ぎ じしんこう かん そね かいちょう ねが ねが
ここからの議事進行に関しましては、曾根会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

そね かいちょう みな ねが
【曾根会長】では、皆さん、よろしくお願いいたします。

かわばた かわばた しつもん みな さき だいじょうぶ きゅうけいじかんちゅう
川端さん、どうもありがとうございました。川端さんへの質問は皆さん、先ほどで大丈夫ですか。休憩時間中

に質問を思いついたという方がいらっしゃればお尋ねいただいていいと思うんですが、よろしいでしょうか。

私は1つだけ聞きたいことがあるんですが、いいですか。今回、私たちはこの会議の中で、成年後見制度

利用促進基本計画に並ぶものを策定していくことになると思うんですけれども、最後のほうで地域で話し合う

ことの意義というスライドがあって、行政の投げっ放し、任せっ放しとならないよう、行政が担当すること、地域

で担当することを話し合いながら進めるというのがありました。私たちが今後、ここで話し合いを進めていく上

で、こういうことをポイントにして話し合ったらいいんじゃないかということがあればお聞かせいただけたらなど

思います。

【川端氏】御質問ありがとうございます。ほかの地域でどういうふうに取り組まれているかということをお伝え

することが答えになる気がするんですが、1つは、中核機関を考 える場合に、行政の担当課と委託先の社協

さん、両方を中核機関とするという形で、担当課も中核機関の一部を担っていただくことで、「中核機関がや

ることでしょう」と投げっ放しにならないようにするというやり方を取っていらっしゃる地域もあります。また、

完全に委託をするという場合には、1週間に1回ぐらい、行政の担当者と委託先の担当者が話し合いをしながら

ら進めていくというやり方で関わっていらっしゃる場所もあります。

この計画をつくるときの担当の方々は中核機関の意義ですとかそのことを理解しているんですが、どうしても

行政の中で異動が起こっていくと、だんだんと中核機関に対して行政が何をしなきゃいけないかが分からなく

なってくるので、話し合いの場を定期的に持つということを必ず最初から仕組みとして持っていらっしゃるという

ことで、投げっ放しにならないようにしていらっしゃるのが実態だと思います。

【曽根会長】国立市は中核機関はもう設置されているのでしたっけ。

【事務局】 中核機関はこれからになりますので、この計画で、今、川端さんがおっしゃっていただいたような

中核機関と行政の関与の仕方、また、中核機関自体にどのような役割を持たせるかということも含めて、皆

さんと一緒に議論してまいりたいと考えています。

【曽根会長】 ありがとうございます。1700自治体のうち1000ぐらいしかまだ計画ができていないというこ

とで、後発のほうだと思っんですけれども、後出しじゃんけんもいいときがあるというか、ほかのところが参考に

できるというのはいいんじゃないかなと思いました。

ほかに何かありますか。

井上さん、何か質問はありますか。

【井上委員】 質問はないです。

【曽根会長】 分かりました。

井上さんのサポートで今日3人来ていらっしゃると思っんですけれども、これからも会議の中でずっと御一緒

させていただくことになると思うので、紹介していただいてよろしいでしょうか。皆さんも多分、お名前を分かっ

たほうが今後お付き合いしやすいかなと思ったので。井上さん、紹介してもらっていいですか。

【井上委員】 また考えます。

【曽根会長】 では、次までに考えていただいて、もしよければ次回紹介していただけたらと思います。よろし

いでしょうか。

【井上委員】 考えます。

【曽根会長】 分かりました。

では、ほかの方で川端さんに何か御質問のある方はよろしいですか。

そうしたら、残りの時間は2つの御説明と質問コーナーがあります。

次第の6、国立市権利擁護支援審議会のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いします。

【事務局】 それでは、スケジュールについて御説明をいたします。

右上に資料②と書いてあります国立市権利擁護審議会開催スケジュール（予定）を御覧ください。本審議会

は、現在の予定では、令和6年度に全5回の開催を予定しております。令和7年3月に行う第5回の審議会の

段階では、中間答申（案）を固める必要があるため、実際に内容の審議を行うことができる回数は、次の

第2回から全3回となっております。開催の頻度でございますが、基本的には2か月置きに開催をする予定で

ですが、本日が審議ではなく、研修会を開催することから、第2回については、1か月後、来月の9月に実施をさ

せていただきます。それ以降は予定では2か月置きを考えております。ただし、議論を進めていく中で必要が

ある場合等は、委員皆様と協議の上、回数等の変更をお願いすることもございますので、御了承ください。

初めに、本日の第1回では、川端様より国の第二期計画について事前研修を実施していただきました。また、

計画の骨子（案）につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。続いて、9月の第2回につきましては、

意思決定支援等について委員皆様で考える課題等について御議論いただく予定でございます。11月の第

3回では、日本司法支援センター——法テラスと言っていますけれども、法テラスの常勤弁護士、水島俊彦様

による障害者権利条約等に関する研修会、意思決定支援に関する研修会の開催を予定しています。翌年1月

開催の第4回では、基本目標と施策について御議論いただき、3月開催の第5回で中間答申（案）について、

またパブリックコメントの開催について確認をいただきます。中間答申（案）を受け、6月の議会において、

けいかく そあん ほうこく がつ がつ あいだ じっし がつ だい かい
計画(素案)として報告をいたします。さらに、6月から7月の間でパブリックコメントを実施し、7月の第6回で

しみん よ じっし けっか はんえい けんりようごしえんけいかく あん かくにん がつ
市民より寄せられたパブリックコメントの実施結果を反映した権利擁護支援計画(案)を確認いただき、8月

しちょう どうしん おこな よてい どうしん けいかくあん がつ ぎ かい ほうこく
に市長へ答申を行う、こういった予定でございます。答申をいただきました計画案を9月の議会で報告させて

けんりようごしえんけいかく ほんけつてい さくてい
いただき、権利擁護支援計画が本決定、策定をするというスケジュールになっております。

げんだんかい よてい こんご ぎろん じゃっかん へんこう ばあい
こちらは現段階での予定でございます。今後の議論によっては若干スケジュールを変更する場合、また、

かいざいかいすう へんこう ばあい ごりようしやう おも ひじよう
開催回数を変更する場合もございますので、御了承いただければと思います。非常にタイトなスケジュールと

ごきようりよく なに ねが もう あ
なっておりますが、御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

そ ね かいちょう
【曽根会長】ありがとうございました。

こんご じむきよく せつめい みな なに ごしつもん
今後のスケジュールについて事務局から説明がありましたけれども、これについて皆さんから何か御質問や

ごいけん ねが おも
御意見がありましたらお願いしたいと思います。

よこたいいん かいすうてき かい かい
【横田委員】このスケジュールは、回数的には3回から5回ぐらいということであるんですけれども、こういった

けいかく な ていど こっし はなし おも
計画のところはあまり慣れていないものですが、ある程度、あの骨子のところでもお話があるかと思うんです

ていど ぎょうせい ぶんしやう かんが かた
けれども、ある程度、行政のほうで文章をつくったものをたたいていくという考え方でよろしいでしょうか。

じむきよく いま よこたいいん じむきよく あん だ
【事務局】今、横田委員がおっしゃっていただきましたとおり、こちらのほうで、まず、事務局としての案を出さ

みな ごぎろん かたち おも
せていただきまして、それをベースに皆さんで御議論いただくという形になろうかと思います。ただ、もちろん

しば じむきよく あん か とりくみ ひつよう
それに縛られるものではなく、事務局の案に書いていないんだけれども、こういう取組が必要ではないかとい

ごいけん ぼしゆう だ おも ねが
う御意見はもちろん募集といいますか、ぜひ出していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたし

ます。

よこた いん わ
【横田委員】 ありがとうございます。分かりました。

こやま いん わたし けんりようご たんどう かわばた じれい せんもんしよくこうけんじん
【小山委員】 私が権利擁護センターを担当していたときに、川端さんの事例にあった専門職後見人による

ざんねん じれい じっさい わたし こうけんじん せんじん なか し みん かた き
残念な事例を、実際に私も後見人が選任される中で、かなり市民の方から聞いてきたということがあるんで

じっさい しんぎかい なか せんもんしよく こと すす
す。なので、実際にこの審議会の中では、もちろん専門職とかそういったメンバーによっていろいろ事が進んで

たいせつ おも じっさい こうけんじん じれい おも
いくことは大切だと思っんですけれども、実際にこう後見人、そういうこのいろいろな事例があるかと思っんで

げんば こえ なま こえ き わたし しょうじき き も
すけれども、やっぱり現場の声とか、そういう生の声をより聞きたいというのが私の正直な気持ちであります。

そ ね かいちょう ぐたいてき
【曽根会長】 そうすると、具体的にはどういうことを……。

こやま いん たと いん い なん こんだんかい なに
【小山委員】 なにか例えば委員がヒアリングに行くとか、何でもいいんですけれども、懇談会とか何かそうい

もう き
うのを設けるとか、そういうことができたらいいいのかなという気がしています。

そ ね かいちょう こんだんかい たいしょう ひら
【曽根会長】 ヒアリングとか懇談会というのは、どなたを対象に開くイメージでしょうか。

こやま いん じっさい こうけんじん せんじん こうじれい なに
【小山委員】 実際に後見人が選任された好事例であるとか、何かそこまではまだうまくイメージできないんで

なに くふう じっさい こえ き
すけれども、何かそういう工夫、実際の声が聞けたらいいかなというのがあるんですけれども。

そ ね かいちょう どうじしゃ かた はなし うかが
【曽根会長】 それは当事者の方からお話を伺うということですね。

こやま いん
【小山委員】 そうです。

そ ね かいちょう わ
【曽根会長】 分かりました。

じむきょく
事務局、いかがでしょうか。

じむきょく こやま いん じむきょく ていあん かんが おも
【事務局】 小山委員、ありがとうございます。事務局として、そういった提案をぜひ考えてまいりたいと思いま

いっしょ じむきょく けんりようご そうだん
すので、まず、一緒に事務局をやらせていただいています権利擁護センターさんとも相談しながら、そういった

かたち と じ かい ご かい とう おも
形が取れるかどうか、次回までに御回答できるかというように思っております。

そ ね かい ちょう ひつ ぜん て き かい ずう ふ ふく ご けん とう
【曽根会長】 そうすると、必然的に回数が増えると、そういうことも含めて御検討ということになりますかね。

じ む き ゃ く か た ご ぞう だん おも い い ん み な き い
【事務局】 やり方については御相談させていただければと思っております、委員皆さんで聞きに行くのか、

い い ん ふく ずう め い だい ひ ゃ う か た ち
それとも、委員のどなたか複数名が代表でワーキンググループみたいな形でやるのか、そういったところは

す こ な い ぶ けん とう おも
少し内部で検討したいと思います。

そ ね かい ちょう し ゅ く だい
【曽根会長】 ありがとうございます。では、これは宿題ということで。

ほかにかがででしょうか。

い け だ い い ん せん じ つ た ち か わ し だ い じ け い か く さ く て い あ せん もん し ゅ く ご う けん に ん じ ゅ う じ ひ と た い し ゃ う
【池田委員】 先日、ちょうど立川市が第2次の計画策定に当たって、専門職後見人に従事している人を対象

ち ょ う さ わ た し せい し ん ほ けん ふ く し し た ち ば かい とう
に調査をかけたということがあって、私もウィルの精神保健福祉士という立場で回答させてもらったりとかし

ち ょ う さ よ て い
たんですが、そういった調査などは予定されますか。

じ む き ゃ く ち ょ う さ じ む き ゃ く な い ゃ う た い し ゃ う けん とう た ち か わ し
【事務局】 調査については、事務局でも内容や対象について検討しているところでございます。立川市さん

せん もん し ゅ く ご う けん に ん わ れ わ れ こん かい け い か く せい ね ん ご う けん せい ど
は専門職後見人ということでございましたけれども、我々として今回の計画は成年後見制度にとどまらない

め ざ か た た い し ゃ う
ところを目指しているところなので、こういった方を対象にアンケートであったり、ヒアリングをしていくかという

けん とう さい ち ゅ う だ い かい す こ み な し め かん が
ところは検討している最中ですので、そちらも第2回で少し皆さんにお示しできたらというふうに考 えておりま

す。

そ ね かい ちょう し ゅ く だい る い せ き かん
【曽根会長】 どんどん宿題が累積していく感じになっているんですけれども。

ほかにかがですか。

わ た し に つ て い き ゃ う じ し つ て き べ ん き ゃ う かい こん ご
私も1つよろしいでしょうか。日程なんですけれども、今日は実質的な勉強会で、今後のスケジュールとか

こっし たい しつもん お とく いけんこうかん おも じかい あと わたし
骨子に対する質問で終わって、特に意見交換はできないと思うんです。ですので、次回は、この後、私たちの

いけん だ ようし おも もと かだい せいり
ほうで意見を出す用紙があると思うんですけれども、こういったものに基づいて、課題の整理とこれからの

とりくみ せいり
取組を整理すると。

つぎ みずしま けんしゅう たぶん きょう おな かん ごよてい
その次が水島さんの研修になっていますよね。多分、今日と同じような感じのスケジュールを御予定されてい

おも だい かい じっしつてき ぎろん じかん おも
るのかなと思うんですけれども、そうすると、第3回は実質的に議論をする時間があまりないというふうに思っ

みずしま しょうがいしゃけん りじょうやく はなし えすでいーえむ じゃ ばん
たんです。おそらく水島さんは障害者権利条約の話ということではあるんですけれども、SDM-Japanの

じむきよく たんとう い し けっていし えん はな おも たぶん みずしま
事務局も担当されていますから、意思決定支援のこともお話しになると思うんですね。そうすると多分、水島さ

はなし き い し けっていし えん りかい ふか けいかく ないよう けんとう さぎよう
んのお話を聞いて、さらに意思決定支援について理解を深めて、そこから計画の内容を検討するという作業

おも だい かい いちおう ぎろん きかい お
になると思うんですけれども、それが第4回ということになって、そこで一応、議論の機会が終わっちゃうわけ

みずしま べんきようかい ふ いけん だ あ ないよう けんとう かい だい かい
すよね。なので、その水島さんの勉強会を踏まえた意見を出し合った内容について検討する回が第5回になっ

じつ ちゅうかんとうしん あん じっしつてき ぎろん さき ごせつめい おも
て、ここで、でも実は中間答申(案)について実質的な議論はできないという先ほどの御説明だったと思うの

かい た おも
で、ちょっと1回足りないかなと思いました。

いけん はんえい けいかく みな けんとう すす
だから、このスケジュールで、こうちゃんと意見が反映した計画として、皆さんで検討して進めていけるのかな

しんぱい かん みな おも
ということがちょっと心配な感じがしたんですが、そこについては皆さん、どう思われますでしょうか。

いけだ いいん わたし けいかくさくてい しんぎかい さんか けいけん かいすう すく なか
【池田委員】 私も計画策定などのほかの審議会に参加をした経験などから、その回数が少ない中で、

じむきよく さくせい あん はいふ じかい なに いけん だ すす かた
事務局が作成してくださった案を配付されて、次回までに何か意見を出してくださいというような進め方にな

けっこう いいん かた ふたん おお わたし しゃかいふくしし せんもんしよく かつどう
ると、結構、委員の方の負担が大きくなってしまふのかなと。私も社会福祉士であったり、専門職として活動し

つうじょう かつどう なん お いけん
ているので、パブコメとかも通常の活動としてやっているの、何となくポイントを押さえて、意見をまとめて、

ぶんしょう ていしゅつ 文章で提出するということはしているんですけども、ほかの委員の皆さんたちにとって負担のない形、か

つ、しっかりと意見が反映されるような進め方っていうのを改めて検討いただけるとありがたいと思います。

【曽根会長】 そうすると、委員会の回数を増やして、意見交換する機会を増やす。でも、それはそれで皆さん

の負担になりますよね。どういう進め方がいいでしょうか。

【池田委員】 お金も……。費用面とかも含めてですよね。

【曽根会長】 費用面も含めてということですか。

【池田委員】 委員会の回数の……。

【曽根会長】 委員謝礼が増えとか、そういう意味ですか。

【池田委員】 委員謝礼が増えとか、そうですね、事務局の体制であつたりとかなんですけども、そこが

可能なかどうかというのは——そういった回数を増やすということが、今回の審議会で意見が出されたとい

うことをもって検討いただくことが可能なかどうか。

【曽根会長】 それは私たちには決められないから、事務局で検討して……。

【事務局】 まず、先ほど御説明させていただいたとおり、開催回数についても、必ずしもこの案どおりという

わけではございません。このスケジュールを調整した後に水島俊彦さんの研修を入れられることになったの

で、私のほうも研修を入れたいがためにかなり難しいスケジュールになっているのかなと 考えております。

なので、例えば7月下旬までに最終答申をしなきゃいけないとか、令和7年3月下旬までに中間答申をしな

ければいけないという時間的な制約はそれほど厳密ではありません。今年度の予算自体は、今年度5回ぐら

い開催するという形で予算取りはしているんですけども、来年度以降の予算についてはこれからですの

で、あまり皆さん、そこまでお気になさらず。ただ、進み具合によって前後するというような形なので、もし普通

に進んで終われば、それで大丈夫だと思いますし、この期間ではなかなか難しいという形であれば、令和7

年度の開催回数を増やすという形で対応できるかなというふうに考えております。

【曽根会長】だから、進行を後ろ倒しにすることはできると、そういうことですね。

【事務局】はい。

【曽根会長】分かりました。

井上さんとか芳賀さんとかが参加していただいているので、なるべくこの会議の中で丁寧に進められるとい

いんじゃないかなというふうには思うものですから、そこは少しスケジュール的には少し自由度があるというこ

とで理解しました。ありがとうございました。

池田さんもそういうことでいいですか。

【池田委員】はい。

【曽根会長】ほかにいかがでしょうか。

【横田委員】この後、小鷹さんから骨子（案）で多分話があるのかもしれないんですけども、川端さんの

資料の26ページに両手を広げた図がありまして、権利擁護事業というところでは、権利擁護支援は幅が広い

んです。今回、成年後見とかしやうがいのほうに少し偏っているところがあるのかなと思うんですけども、例

えば子どもの支援であるとか生活困窮の支援、そういった、成年後見とはまた違ったところの権利擁護という

のもこの計画、私たちがこれから携わるところに入っているのでしょうか。

【事務局】川端講師のスライドの5ページに権利擁護の支援を必要とする人という例示の中で、今おっしゃっ

ていただいたようなお子さんであるとか、社会から排除されている方についても、権利擁護という言葉を使います、というところがお示しされたかと思えます。

今回、行政として計画をつくりたいのは、判断能力がなかなかこう御自身の判断能力の中で決めることが

難しかったり、主張することが難しい方への支援を施策化するための計画ということを考えておりますの

で、内容としては、お子さんであったり、生活困窮の方の権利擁護というところは含んでいないというふうに

事務局としては考えております。

【曽根会長】 設置条例の第1条を読みますと、成年後見制度を含めた総合的な支援としての権利擁護支援

に関する事項についてというふうになっています。あと、さっき市長から頂いた諮問書には何て書いてあるん

でしょうか。それに従って我々は仕事をしなくちゃいけないと思うので、そこをちょっと確認させていただいて…

…。さっきコピーをお配りになるためにお渡ししてしまって、手元になくて。

【事務局】 諮問書は後ほどお渡しさせていただきたいと思うんですが、基本的には今回の答申については、

国立市権利擁護支援に係る計画の策定についてということでの諮問とさせていただいております。

【曽根会長】 権利擁護支援に係る計画……。

【事務局】 条例の第2条のところの文言になります。

【曽根会長】 書いてあるんですけれども、権利擁護支援に関する事項というのは、成年後見制度を含めた

総合的な支援としての権利擁護支援と第1条に書いてあって、そのための計画と読めると思うんですけれど

も、そうすると、成年後見制度利用促進基本計画に限定するという読み方はできるんですか。

【事務局】 お手元の資料④に審議会条例の条例文が書いてありまして、第1条が設置の目的を書いてござ

います。この設置の目的「この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、成年後見

制度を含めた総合的な支援としての権利擁護支援（以下単に「権利擁護支援」という。）に関する事項につ

いて調査及び審議を行うため、国立市権利擁護支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する」というふ

うになっておりまして、今、会長がおっしゃっていただいたとおり、この権利擁護支援という言葉は、成年後見

制度を含めた総合的な支援としての権利擁護支援についてお話をいただく内容でございます。

今、横田委員が、この権利擁護支援の対象者にはお子さんや生活困窮の方など、権利侵害に遭いやすい方

を対象として含んでいるのかという御質問だったと思うんです。先ほどの川端講師のスライドの5ページにつ

いても、権利擁護を必要とする人は様々な種類がいる中で、国の成年後見制度利用促進基本計画は、判断

能力が不十分な方を対象にしていると。この審議会条例も成年後見制度を含めた総合的な支援としての

権利擁護支援というものは、成年後見制度を使う判断能力が不十分な方もいらっしゃるれば、成年後見制度を

使わないけれども、判断能力に一定程度支援が必要な方も含まれているというふうに考えておりまして、

今回、権利擁護支援の計画につきましては、判断能力に支援が必要な方を対象とした施策について、成年

後見制度も成年後見制度以外の支援についても話し合うといった形で審議会を開催したいと考えていると

ころでございます。

【曽根会長】ありがとうございました。成年後見制度利用促進法の趣旨を踏まえてということで、一定、縛

りがあるということですか。分かりました。

横田委員、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

【横田委員】今の説明で納得しました。

【曽根会長】ほかの委員の皆さんもよろしいでしょうか。我々の所掌事項といいますが、どこまでやるかとい

うことのアウトラインを少し確認してということなのですが……。

【横田委員】1つ懸念しているのは、国立市権利擁護支援に係る計画ということで、権利擁護支援と大きく

くられているんですけども、例えば子どもの支援とか生活困窮者の支援、女性の支援というところでの権利

擁護支援というところの方面の方々から、「そこはどうなっている」のともし言われたときに、それ以外で例え

ば、これとは別にそういった計画がこれから計画されるような形になるのでしょうか。

【事務局】まず、お子さんの権利に関しましては、所管は違うんですけども、今、子ども総合基本条例といっ

たものを策定している最中でございまして、そこでお子さんの権利に関して、子どもアドボケイトとかといった

内容が条例の一部の中に入ってくるというふうに伺っております。それを基に子ども総合基本計画というもの

がつくれますので、その中にお子さんの内容は盛り込まれるのではないかとというふうに、すみません、これは

所管外なので、恐らくそうなるだろうとお聞きしているところでございます。

生活困窮の方に関しての権利擁護というものは、実際上は行われていると思うんですけども、計画として

何か特出ししてやっていくというところは、私、所管なんですけれども、今のところ予定はないというような形

でございます。

【曽根会長】ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

私の進行が悪くて時間になっちゃったんですけども、次の骨子(案)について御説明をお願いします。

【事務局】では、次第の7、国立市権利擁護支援に係る計画骨子(案)でございます。

資料⑤を御覧ください。こちらは事務局のほうで現時点で考えている内容でございます。いきなり皆さんに

フリーハンドで考^{かんが}えていただくとなかなか難^{むずか}しいかなと思^{おも}いましたので、一旦、我^{いったん}々のほうでこ^{われわれ}ういった内容^{ないよう}

でつくってはどうかというものを^{しめ}お示しさせていただきます。

計画^{けいかく}は全^{ぜん}4章^{しょう}で構成^{こうせい}する方向^{ほうこう}で考^{かんが}えております。まず、第^{だい}1章^{しょう}では、計画^{けいかく}の策定^{さくてい}に当た^あって、計画^{けいかく}策定^{さくてい}の

趣旨^{しゅし}や背景^{はいけい}、計画^{けいかく}の位置^いづけや期間^{きかん}、課題^{かだい}等^{とう}について書^かかせていただきました。第^{だい}2回^{かい}の会議^{かいぎ}で、ご議論^{ぎろん}いた

だ^{よてい}く予定^{けいかく}としまして計画^{はいけい}の背景^{なか}の中^{かだい}の課題^{ごぎろん}について、御^{おも}議論^{のち}いた^{しりょう}だこうかなと思^{おも}っております。後^{のち}ほど資料^{しりょう}⑥

の中^{なか}で御^ご説明^{せつめい}をさせていただきます。

続^{つづ}いて、第^{だい}2章^{しょう}では、計画^{けいかく}の基本^{きほん}理念^{りねん}と基本^{きほん}目標^{もくひょう}について書^かかせていただく予定^{よてい}でございます。計画^{けいかく}の基本^{きほん}

理念^{りねん}につきましては、国立^{くにたち}市^{しだい}第^{だい}3次^{さんじ}地域^{いきふく}福祉^{しけいかく}計画^{きほんりねん}の基本^{きほん}理念^{りねん}である「だれもがあたりまえに暮^くらせるまちを

つくる」という基本^{きほんりねん}理念^{りねん}がございまして、地域^{ちいきふく}福祉^{しけいかく}計画^{れんけい}とすね連携^{そうご}とい^{れんけい}いますか相互^{はんご}に連携^{はんご}しあ^{はんご}う本^{ほん}計画^{けいかく}で

も基本^{きほんりねん}理念^{りねん}として、この「だれもがあたりまえに暮^くらせるまちをつくる」を基本^{きほんりねん}理念^{りねん}として設定^{せってい}してはどうかとい

うふうに事務^{じむきょく}局^{きんが}では考^{かんが}えているところ^{けいかく}です。また、計画^{きほんもくひょう}の基本^{きほん}目標^{もくひょう}についてですが、事務^{じむきょく}局^{きんが}で4つ^{きほん}の基本^{きほん}

目標^{もくひょう}を設定^{せってい}しております。あくまでも案^{あん}としてお示^{しめ}ししております。今後^{こんご}の審議^{しんぎ}会^{かい}で皆様^{みなさま}に御^ご議論^{ぎろん}いただき、

最終^{さいしゅう}的に決定^{けつてい}していきたいと考^{かんが}えております。

次^{つぎ}に、第^{だい}3章^{しょう}では、それぞれの基本^{きほんもくひょう}目標^{しさく}を施策^{てんかい}としてどう展^{しん}開^ぎしていくかについてでございます。審議^{しんぎ}会^{かい}での

議論^{ぎろん}を踏^ふまえて設定^{せってい}していきたいと考^{かんが}えております。

最後^{さいご}に、第^{だい}4章^{しょう}として、計画^{けいかく}の推^{すい}進^{しん}体制^{たいせい}と進^{しん}行^{こう}管理^{かんり}について書^かかせていただく予定^{よてい}でございます。

今回^{こんかい}の計画^{けいかく}は、先^{さき}ほど来^{らい}、触^ふれております成年^{せいねん}後^{こう}見^{けん}制度^{せいどり}利用^{りよう}促進^{そくしん}基本^{きほん}計画^{けいかく}を含^{ふく}んでおります。現行^{げんこう}の

制度^{せいど}内^{ない}において、後^{こう}見^{けん}制度^{せいど}がより使^{つか}いやす^{ごほん}く、より御^ご本人^{ほんにん}が人生^{じんせい}の主^{しゅ}役^{やく}でい続^{つづ}けるために必要^{ひつよう}な取組^{とりぐみ}につい

では、当然、計画の中に盛り込んでいきたいと考えておりますし、一方で、後見制度を使わない方についても、

御本人が御自分の人生を御自身の意思を反映しながら歩いていくために、周りの方や地域がどのように取

り組んでいけるのか、この視点も計画に入れてまいりたいと考えております。

先ほどの研修もさせていただいたんですが、なかなか専門的で分かりづらい内容もあるかもしれません

が、特に当事者委員には、自分の身に置き換えてどう思うか、自分の人生は自分が主役になる、そのためにど

う接してほしいか、どういう制度が必要か、どういう場面で支援が必要かというところを皆さんと御議論しま

いりたいというふうに考えております。

計画の骨子(案)については以上でございます。

【曽根会長】ありがとうございました。

骨子(案)については、あくまでも骨子(案)なので、これから皆さんといろいろ議論しながら深めていくこと

になると思うんですが、今この段階で何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

【池田委員】名称については、これで確定という形、——なんか名称を検討した会議も過去にあったと思う

んですが、それをやるとなると結構な時間がかかるかなと思うんですが、この「国立市権利擁護支援に

係る計画」という名称については、これでフィックスというような理解ですか。

【事務局】こちらについても、国立市権利擁護支援計画というのはあくまで案というところになっていまして、

大きく変えるというよりは、我々が、私が今まで携わった計画では、サブタイトルをみんなで考えるという回

は結構あったかなと思っておりますので、「国立市権利擁護支援計画(誰もが当たり前暮らしの計画)」で

あるとか、サブタイトルは皆さんの御意見を募ってもいいかなというふうに考えております。

【曾根会長】^{そ ね かいちょう いけだいいん なに しぶ かお}池田委員、何か渋い顔をされているんですけども。

【池田委員】^{いけだいいん}いえ、すごくスケジュールが^{たいへん}大変そうだなと^{おも}思っただけです。

【曾根会長】^{そ ね かいちょう}ほかにいかがでしょうか。

^{は が いいん なに き}芳賀委員は何かお聞きになりたいことはありますか。

【芳賀委員】^{は が いいん こんかい はじ せいねんこうけんにな まな すす}今回、初めて成年後見人ということをちょっと学んだかなというのと、あとこれからどう進むのか

^{はじ で ことば おお しりょう わ しりょう おも}なとか、初めて出てくる言葉が多くて、もうちょっと資料とかって、分かりやすい資料があったらいいなと思いま
した。

【曾根会長】^{そ ね かいちょう しりょう}どういう資料があるとよろしいでしょうか。

【芳賀委員】^{は が いいん たと こうせいらうどうしょう なに おな ふくしけいかく わ}例えば厚生労働省とかのホームページで何か同じような福祉計画はどういうものかが分かれ

ば、なるほどとイメージがつくんですけども、ちょっとこれだと、今回、^{こんかい ふか よ}深く読んでいないから分からないんで

^{れい わ おも}すけれども、例があったら、もっと分かりやすいかなと思うんですけども。

【曾根会長】^{そ ね かいちょう くに けいかく だ い に きせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく こうひょう}国の計画だと、第二期成年後見制度利用促進基本計画が公表されていると……。

【芳賀委員】^{は が いいん こうひょう せいねんこうけん せいど けんさく こうせい}それは公表されている？では、インターネットで「成年後見制度」というのを検索して、厚生

^{ろうどうしょう しりょう ぴーでいーえふ よ}労働省の資料をPDFとかで読めるということですか。

【曾根会長】^{そ ね かいちょう ぴーでいーえふ あ かわばた けいかく かわばた ほそく}PDFで上がっていますか。川端さんがつくった計画なので、川端さんから補足していただ
くと。

【川端氏】^{かわばた し だ い に きせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく けんさく ぜんぶんぴーでいーえふ よ}「第二期成年後見制度利用促進基本計画」と検索していただくと、全文PDFで読んでいただ
く

ことができます。

くに きほんけいかく よ おも しちょうそん けいかく た
国の基本計画を読んでいただくのもいいと思うんですが、いろいろな市町村でもう計画を立てていっしや

るものもあるので、「市町村 成年後見制度利用促進基本計画」と検索していただくと、〇〇市とか〇〇町の

けいかく よ けいかく よ くに きほんけいかく よ
計画も読んでいただけるので、もしかしたらそういう計画を読んでいただくほうが、国の基本計画を読んでい

ただくよりもイメージがしやすいのかもしれないなと思いました。

は が いいん み
【芳賀委員】 ありがとうございます。またやるときまでに、それまでにしておきます。

そ ね かいちよう しら
【曽根会長】 では、ぜひ調べてみてください。

だいじょうぶ
ほかにはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

きよう こっし こんご みな はな あ にく わたし こ
まだ今日は骨子ということで、今後いろいろ皆さんと話し合って、肉づけをしていくことに——私も1個だけ

みずしま けんしゆう い し けっていし えん ちゆうしん おも
いいですか。水島さんの研修では、意思決定支援が中心になるんじゃないかなと思うんですけれども、この

こっし あん なか い し けっていし えん はい へん い ち
骨子(案)の中で、もし意思決定支援が入るとしたら、どの辺に位置づいてくるんでしょうか。

じむきよく い し けっていし えん きほんもくひよう けんりようごしえんしやく てんかい い
【事務局】 意思決定支援については、基本目標2の「権利擁護支援施策の展開」というところに入れようか

おも こんかい きほんもくひよう こっし おお の ぐたいてき
なと思っております。今回、基本目標も骨子ですので、大きいタイトルしか載せていませんで、具体的にイメー

おも じかい のち ごせつめい しりよう う みな
ジしづらいかなというふうに思っております。次回ですね、後ほど御説明します資料⑥を受けまして、皆さんと

かだいとう きようゆう こうもく い あん しめ
課題等を共有しながら、こういった項目をここにに入れていったらいいんじゃないかという案はお示したいなと

かんが いま かいちよう い し けっていし えん きほんもくひよう はい
考えておりますが、今、会長からおっしゃっていただいた意思決定支援は、基本目標2のところに入ろうかなと

かんが
いうふうに考えております。

そ ね かいちよう わ
【曽根会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【曽根会長】 そうしたら、大分時間も超過して申し訳ないんですけども、次第8、その他について事務局から御説明をお願いします。

【事務局】 では、次第8、その他について事務局から説明させていただきます。

まず1点目の、本日、皆様の机上に配付させていただきました資料⑥を御覧ください。先ほどのスケジュール

でもお話ししましたとおり、次回の第2回では、意思決定支援や成年後見制度に関する課題について皆様に

御議論いただきたいというふうに考えております。当日ですね、意見が様々出てくるかと思いますが、スムーズ

に議事が進行できるように、お忙しい中、恐縮ですが、資料⑥に今皆さんが感じになっていること、なんで

も結構でございますので、こういったことが課題であるとか、こういうふうになったらいいなとか、自分はこうい

うことをちょっと受けてきて、つらい思いをしたとか、そういったことで結構でございますので、事前に御記載い

ただいて、8月16日金曜日までに事務局まで御提出いただきたいというふうに思います。会議終了後に皆様

に様式を添付したメールを送らせていただきますので、提出は電子データでも紙でも構いません。ぜひ様々な

こと、今、皆様がお感じになっている課題であるとか、今後期待する取組について御記載いただければと思い

ます。用語の解説ですとか、事務局が例としてこういうことを考えていますよというのは裏面に書かせていた

だいておりますので、こういったものを御参考にお書きいただければというふうに思います。

皆様から御提出いただきました資料は事務局でまとめさせていただきます、第2回の際に資料として共有

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、もしですね、書く内容、書きたいんだけど、でも共有はしてほしくないということがございましたら、そ

れはそれでももちろんこちらでやらさせていただきますので、お申しつけいただければと思います。

続きまして、2点目でございます。次回以降の日程を確認させていただきます。資料②に第2回、第3回の

具体的な日付を書かせていただいておりますが、第2回につきましては、令和6年9月12日木曜日、お時間は

今日と一緒に午後6時30分から、会場は変わりまして、くにたち福祉会館4階大ホールで開催いたします。

本日のお部屋ではございませんので、お気をつけください。くにたち福祉会館の場所が分からない方につき

ましては、事務局のほうにお知らせいただければというふうに思います。また、第3回につきましては、令和6年

11月7日、同じく木曜日、午後6時30分から、こちらもくにたち福祉会館4階大ホールで開催を予定させてい

たきます。

本日の議事録に関しましては、8月下旬をめどに委員の皆様へ送付できるよう準備してまいります。また、

次回の資料につきましても、8月下旬までに送付をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお

ねが
願いたします。

資料⑥の提出につきましては、本当にすみません、来週の金曜日までということで、かなり短い期間になっ

てしまいますので、お分かりにならないことですか、もう一度御説明をお聞きになりたいということがござい

ましたら、事務局のほうで個別に対応させていただきますので、ご遠慮なく事務局まで御連絡いただければと

おも
思います。

事務局からは以上でございます。

【曽根会長】ありがとうございました。

その他で御説明があったことで何か御質問がありましたらお願いします。大丈夫でしょうか。

(異議なし)

【曾根会長】では、特にないようですので、井上委員については、次回、サポートに入っている人の紹介をしてもらえるかどうか検討してきていただけたらと思います。

また、事務局も幾つか宿題がありましたので、それについて次回御報告いただけたらと思います。

それでは、以上で第1回の審議会を終わりにさせていただきます。皆さん、どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。川端さんもありがとうございました。